

海と太陽とみどりの中で

ひとが輝き まちが輝く

湘南・茅ヶ崎

茅ヶ崎市総合計画

基本構想

平成23年度～平成32年度

－ 茅ヶ崎市 －

はじめに

近年、本市においても、急速な少子・高齢化が進み、超高齢化社会の到来が目前に迫っています。また、地方分権が進展する一方で、先行きが見えない経済情勢の中、地方財政は、今後もますます厳しい状況になっていきます。

「茅ヶ崎市総合計画」は、このような中で、豊かな人材と誇れる風土を大切にし、今後の10年間で、私たちのまちの魅力・活力を将来にわたって持続できるまちづくり、基盤づくりを効果的に行うものです。

本計画の策定にあたりましては、平成19年度から3年をかけ、総合計画審議会の委員の方々や市民提案会議の皆さまをはじめ、多くの方々にさまざまな形でご参画をいただきました。その結果、日常生活レベルから、個別の専門領域まで、これからのまちづくりに必要な幅広いご意見やご提案を数多くいただきました。

複合的な視点を持ったご意見などに適確に対応するため、計画の骨格となる横断的かつ体系的な政策の目標を作るとともに、本計画のスタートにあたり、政策の体系にあわせた市役所組織の改正も行いました。

本計画の推進にあたりましては、新しい「2つの基軸」による行政運営の転換を行います。

一つ目は、「新しい公共の形成」で、複雑、多様化する市民ニーズにしっかり対応していくためには、行政だけではなく、市民との協働のほか、民間団体、民間企業の知恵を生かした、市民サービスの提供が必要であり、幅広い民との連携の仕組みを確立させ、公民連携によるまちづくりを進めるものです。

二つ目は、「行政経営の展開」で、限りある財源や人員などにより、効果的、効率的に質の高いサービスを提供するため、経営感覚を持った行政運営を進めるものです。

また、本計画では、政策・施策ごとに数値目標を定めた指標を設定し、外部からの評価をいただきながら進行管理を進めることとしました。

今後も、具体的な事業を位置づける実施計画の策定を、市民の皆さまの参加のもと進めてまいります。

本計画を着実に進め、市民の皆さまが安全・安心を実感しながら、安定した生活を送ることができ、住んでいてよかった、これからも住み続けたいと思っただけの活力があり、魅力的なまちづくりが実現できるものと考えます。

最後に、策定にかかわっていただいた多くの皆さまにあらためて心よりお礼申し上げますとともに、今後のまちづくりへのさらなるご参加、ご協力をお願い申し上げます。

平成23年3月

茅ヶ崎市長 服部 信明

目次

序章 茅ヶ崎市総合計画の特徴とねらい

1 計画策定の趣旨	8
2 計画の構成	9
3 計画の評価・改善による進行管理の進め方	10

第1章 茅ヶ崎市が目指す将来の都市像とまちづくりの基本理念

1 茅ヶ崎市の概況	12
2 近年の茅ヶ崎市の動向	15
3 将来人口の見込み	19
4 土地利用・都市構造	21
5 将来の都市像	23
6 目標年次	24
7 まちづくりの基本理念	24
8 財政の将来の見通しと財政方針	33

第2章 まちづくりの目標体系図と政策共通認識

1 まちづくりの目標体系図	40
2 政策共通認識	42

第3章 まちづくりの目標と達成に向けた基本的方向

1 まちづくりの目標 [政策目標・施策目標]	46
2 目標達成の基本的方向	51

基本理念 1 学び合い育ち合うみんなの笑顔がきらめくひとづくり

政策目標 1 次世代の成長を喜びあえるまち [子育て]	53
施策目標01 安心して子どもを育てることを支援する	56
02 ニーズに合った多様な保育を行う	58
03 子どもの健康な成長を支援する	59
政策目標 2 次世代をはぐくむ教育力に富んだまち [学校教育・社会教育]	61
施策目標04 学びの質を高め、学び続ける意欲を育てる学校教育を推進する	65
05 自分を見つめ、地域を見つめる社会教育と文化財保護を推進する	67
06 思いやりの心とたくましく生きぬく力を育てる	69
07 地域社会を支える情報拠点としての機能をたかめる	70
08 教育理念を実現する政策を推進する	71
09 子どもの健やかな育ちを促す教育を研究し支援する	72
政策目標 3 次代に向かって教育環境ゆたかなまち [教育環境]	74
施策目標10 円滑に教育行政を進める	77
11 安全で快適な教育環境をつくる	78
12 健やかで安心できる学校生活を支援する	79
政策目標 4 多様な機会に学び、活動し、交流する、豊かな感性をはぐくむまち [生涯学習・文化]	81
施策目標13 まなびを通して、自らが住むまちについて知り、愛着を持ち、未来を創造する力をはぐくむ	84
14 いつでも気軽にスポーツができ、心とからだを健康にできる環境をつくる	86
15 互いが尊重され、あらゆる分野の活動に参画できる社会をつくる	88

基本理念 2 いきいきと暮らすふれあいのある地域づくり

政策目標 5 共に見守り支え合いますやかに暮らせるまち [保健・福祉]	93
施策目標16 健康と自立した生活を支え合える地域の仕組みをつくる	96
17 医療を受けられる保険制度を安定的に運営する	98
18 高齢者の健康でいきいきとした暮らしを支援する	99
19 障害者の自立した生活と社会参加を支援する	101
20 安定した生活を支援する	103
政策目標 6 質の高い医療サービスを安定的に提供するまち [医療]	104
施策目標21 効果的・効率的に病院を運営する	108
22 高度で良質な医療サービスを提供する	109

基本理念 3 安全でやすらぎのある持続可能な暮らしづくり

政策目標 7 環境に配慮し次代に引き継ぐ潤いのあるまち [環境・資源]	113
施策目標23 環境に配慮した市民・事業者・行政の率先した活動と連携による活動を促進する	116
24 快適で安全な生活環境を守る	117
25 資源循環型社会の形成を目指す	118
26 ごみや資源物を効率的に収集・処理する	119
政策目標 8 安全で安心して暮らせるまち [安全・安心]	120
施策目標27 市民生活の安全を確保する	123
28 あらゆる災害や危機に効果的に対応する	125
29 市民の悩みや不安を解消する	126
政策目標 9 生命や財産が守られるまち [消防]	127
施策目標30 消防業務を円滑に実施するための体制を整備する	131
31 火災発生と火災危険を減らす	132
32 消防力を充実し、災害活動体制を強化する	133
33 救急業務の高度化を図り、質の高い救急サービスを提供する	134
34 防火対策の指導を効果的に実施する	135
35 消防業務を効果的・効率的に実施する	135

基本理念 4 人々が行きかい自然と共生する便利で快適なまちづくり

政策目標 10 魅力にあふれ住み続けたいまち [都市づくり]	139
施策目標36 地域特性を生かした都市空間をつくる	142
37 住みやすく住み続けたいまちをつくる	143
38 美しい景観を形成し、命をはぐくむみどりを保全・再生・創出する	144
39 安全で秩序ある住環境を形成する	145
40 開発行為時の規制と秩序あるまちづくりを促進する	146
政策目標 11 だれもが快適に過ごせるまち [土木・基盤]	147
施策目標41 道水路敷の効率的な管理・利用を進める	150
42 交通を円滑に処理する道路網を整備する	151
43 身近な生活道路を安全で快適にする	152
44 公園・緑地を整備する	153
45 安全で環境に配慮しただれにもやさしい公共建築物をつくる	154

政策目標 12 快適な水環境が守られるまち〔下水道・河川〕	155
施策目標46 下水道経営を健全に安定して行う	158
47 公共下水道(雨水・汚水)・河川を整備する	159
48 下水道・河川施設の信頼性を確保する	160
政策目標 13 地域の魅力と活力のある産業のまち〔産業・雇用〕	161
施策目標49 多くの人々を誘う魅力あるまちづくりを支援する	164
50 農業・水産業の振興と農地・海浜の保全・活用を進める	166
51 充実感をもって働けるための就労を支援する	168
52 地域特性に配慮した都市拠点を整備する	169
政策目標 14 農地の適正で有効な利用を図る〔農業委員会〕	171

基本理念5 一人一人の思いが調和し未来をひらく行政経営

政策目標 15 社会の変化に対応できる行政経営〔企画〕	175
施策目標53 市の情報を広く発信し、市長・副市長の執務を円滑にする	178
54 先を見据えた政策を実現する	179
55 国・県・他の自治体と連携し施策の効果を上げる	181
56 情報セキュリティを確保しながら利便性を向上させる	182
57 公共施設の再編整備と適正な維持管理を進める	183
政策目標 16 それぞれが持つ力を最大限に発揮する行政経営〔総務〕	184
施策目標58 市民と行政が協力して自治の進展を図る	187
59 職員がやる気を持ち、成果を出せる体制をつくる	189
60 市が保有する情報を総括的に管理する	191
61 戸籍・住民基本台帳事務を迅速・正確に行う	192
62 自立的に、適正な法的判断を行うことのできる体制を構築する	193
63 北部の行政拠点を充実する	194
政策目標 17 ゆるぎない基盤を持ち続ける行政経営〔財務〕	195
施策目標64 政策の実現を支える健全な財政運営を維持する	199
65 徴収率を向上させる	200
66 市民税の公平・適正な課税を行う	201
67 固定資産税の公平・適正な課税を行う	202
68 財産を適正に管理する	203
69 効率的で公正に入札・契約を執行する	204
政策目標 18 公金の管理を適正に行い、安全かつ有利な運用を図る〔会計〕	205
政策目標 19 住民の意思を行政に反映させる〔選挙〕	206
政策目標 20 行政執行の適法性、効率性、妥当性を維持し確保する〔監査〕	207

資料編

1 茅ヶ崎市総合計画基本構想	209
2 計画策定の経過	224
3 茅ヶ崎市総合計画市民提案会議	225
4 茅ヶ崎市総合計画策定検討会議	230
5 茅ヶ崎市総合計画審議会	232
6 暮らしを支える個別プラン	236
7 用語の解説	255

序 章

茅ヶ崎市総合計画の 特徴とねらい

1 計画策定の趣旨

2 計画の構成

3 計画の評価・改善による進行管理の進め方

1 計画策定の趣旨

茅ヶ崎市は、平成3(1991)年から22(2010)年までの20年間、将来の都市像を「自然と人がふれあう心豊かな快適都市 茅ヶ崎」と定めた茅ヶ崎市新総合計画のもと、行政運営を行ってきました。

近年、急速な少子・高齢化が進んだ結果、超高齢社会の到来が目前に迫っており、社会経済悪化の影響を受け、厳しい財政見通しが予測されています。

今後は、安定した市民サービスを、行政だけで提供し続けることが難しくなってくるなど、地方自治をとりまく環境が大きく変化することが予測されており、行政運営のあり方についても、大きな転換が求められています。

茅ヶ崎市は、このような問題意識から、「新しい公共の形成」「行政経営の展開」の2点を新しい市政の基軸と位置づけ、行政運営の転換を図ることとし、平成23(2011)年度以降の計画を策定しました。

新しい“2つの基軸”による行政運営の転換

新しい公共の形成

行政が関与するサービスが増えてきましたが、民間団体や民間企業自らが市民サービスを担うという認識が広がり、そのために活動することに生きがいを見いだす人も増えています。

複雑・多様化する市民ニーズに対応していくため、適切な受益と負担のもと、民間団体や民間企業の知恵を生かした市民サービスの提供が求められています。

こうした市民サービスの提供主体となりうる民間団体や民間企業など、多様な主体の自立的活動や行政との連携・協働※を通じて担われる市民サービスを持続的・安定的に提供する環境づくりを進めます。

行政経営の展開

限りある行政資源(財源、人員など)で、効果的・効率的に質の高いサービスを提供するため、民間的経営手法を取り入れ、経営感覚をもって行政を運営します。

明確な成果目標を設定し、それを達成することにより成果を示し、その成果を評価することにより、政策の改善につなげるPDCA※サイクルの仕組みを構築し、市民ニーズに対応した効果的・効率的な政策を展開します。

2

計画の構成

計画期間

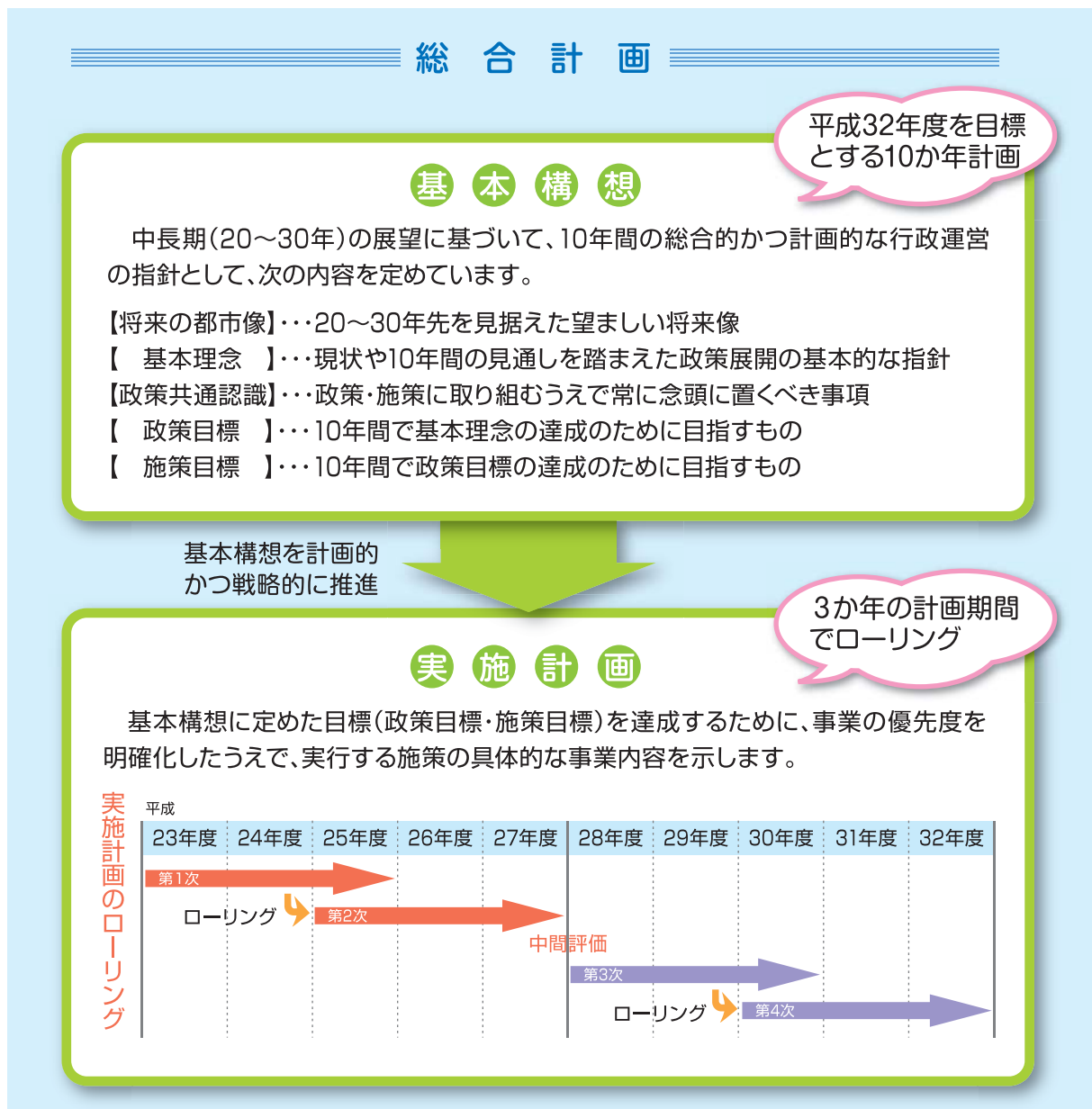
近年、社会環境は、一層急激に変化しており、先行きが予測しにくい時代になっています。茅ヶ崎市は、市民生活に身近な基礎的自治体として、さまざまな社会制度の改正や経済状況の変化、市民ニーズの多様化などに敏感に対応し、行政運営を行いながら、新たな社会的課題に対して具体的な成果をあげていかなければなりません。

茅ヶ崎市は、市民の約5人に1人が高齢者となる超高齢化が進行しており、行政経営において大きく影響を受けることが予想されます。この10年間にどのように市政の転換を図り、政策・施策を展開するのかが大変重要となります。

そのため、本計画の期間は、20～30年の中長期の展望を持ちつつ、社会情勢の激しい変化の中での的確に対応できる、10年間とします。

構成

本計画は将来の都市像とその実現のための目標を体系的にわかりやすく整理し、目標達成のための戦略を明確に示した、【基本構想】－【実施計画】の2層構造とします。

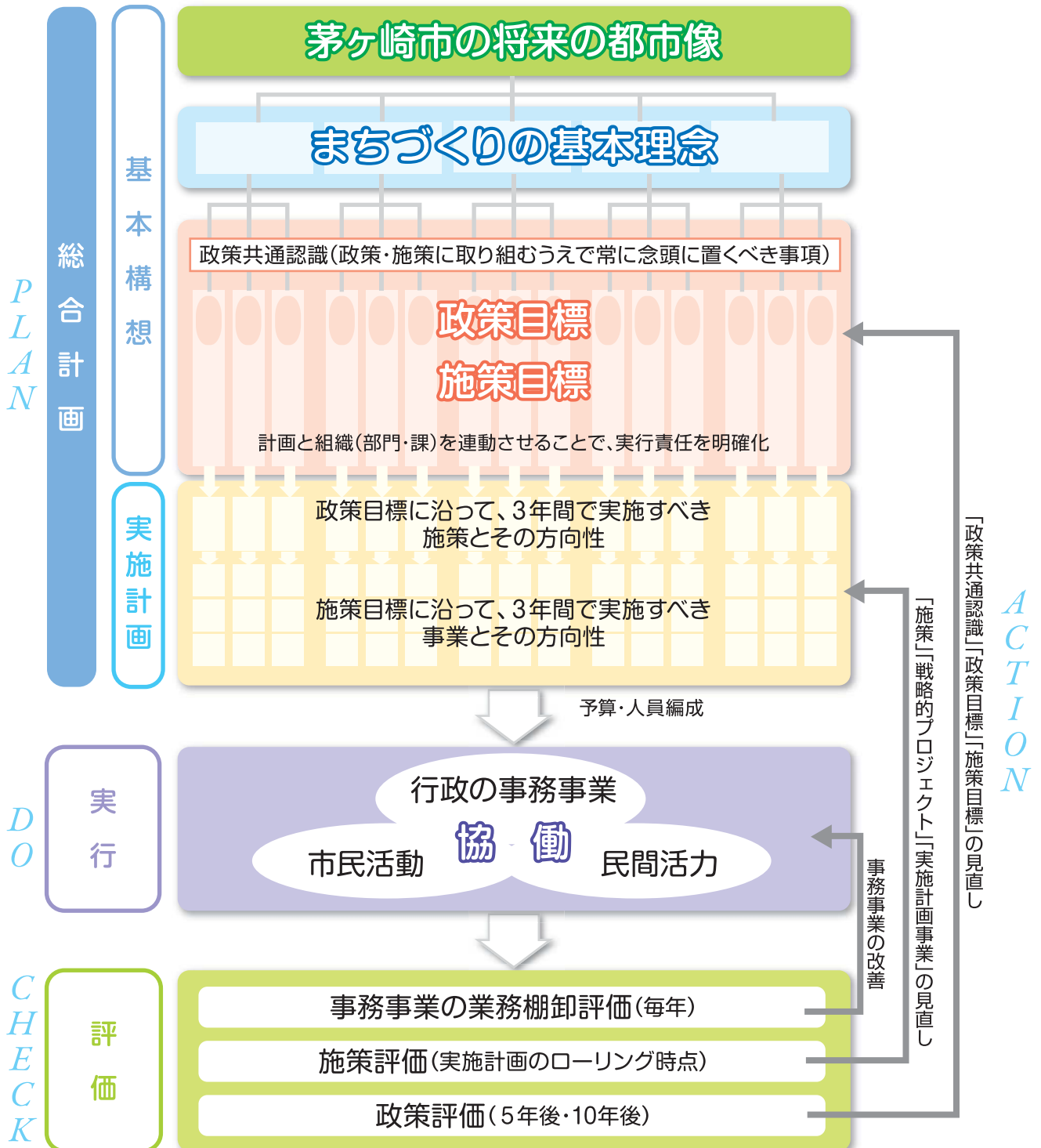


3

計画の評価・改善による進行管理の進め方

総合計画を実効性のあるものにするため、基本構想に定めた政策・施策の体系と市の組織(部門・課)を連動させることで、施策の実行責任を明確化します。

そのうえで、政策目標・施策目標を達成するための具体的施策・事業を立案し、実行する過程で、行政評価(政策評価－施策評価－事務事業の業務棚卸評価)と予算・人員編成などを連動させた、Plan-Do-Check-Actionのマネジメントサイクルによる計画の進行管理を行います。



第 1 章

茅ヶ崎市が目指す 将来の都市像と まちづくりの基本理念

- 1 茅ヶ崎市の概況
- 2 近年の茅ヶ崎市の動向
- 3 将来人口の見込み
- 4 土地利用・都市構造
- 5 将来の都市像
- 6 目標年次
- 7 まちづくりの基本理念
- 8 財政の将来見通しと財政方針

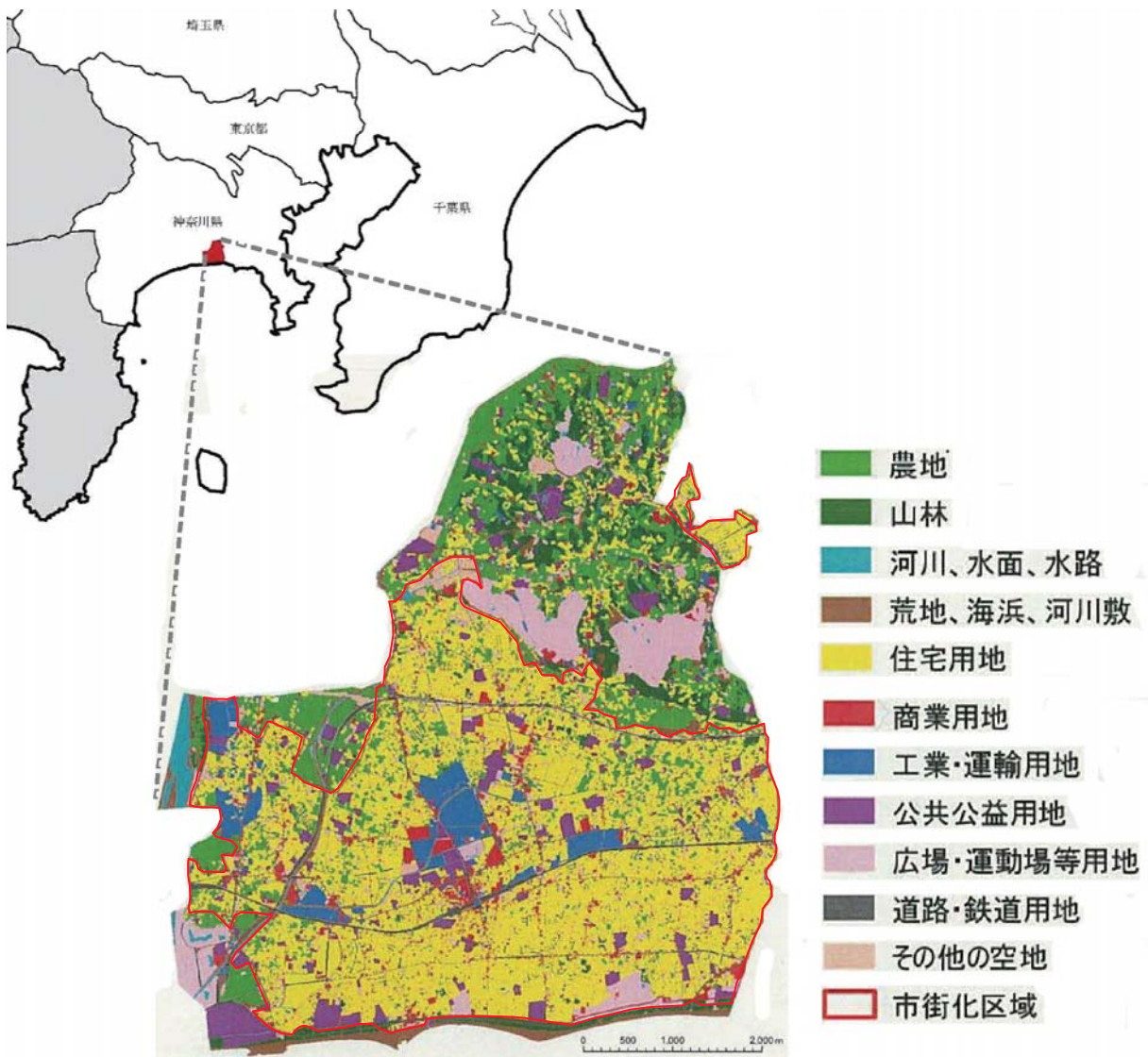
1 茅ヶ崎市の概況

位置地勢

茅ヶ崎市は、東京から50kmあまり西に位置し、神奈川県の中南部にあります。東は藤沢市、西は相模川をはさんで平塚市、南は海岸線約6kmに及ぶ相模湾、そして北は寒川町と接しています。県下19市のうち7番目に面積が小さく、市北部の丘陵のほかは、平坦な地形となっています。

沿革

四季を通じて気候が温暖で、明治から昭和初期にかけては、湘南の別荘地、保養地といわれました。自然に恵まれた住みよい条件の中で、東京・横浜方面への交通の利便性や恵まれた自然環境を背景に都市化が進み、平成元(1989)年に人口20万人を超え(県下7番目)、平成18(2006)年には23万人を超える都市に発展しています。



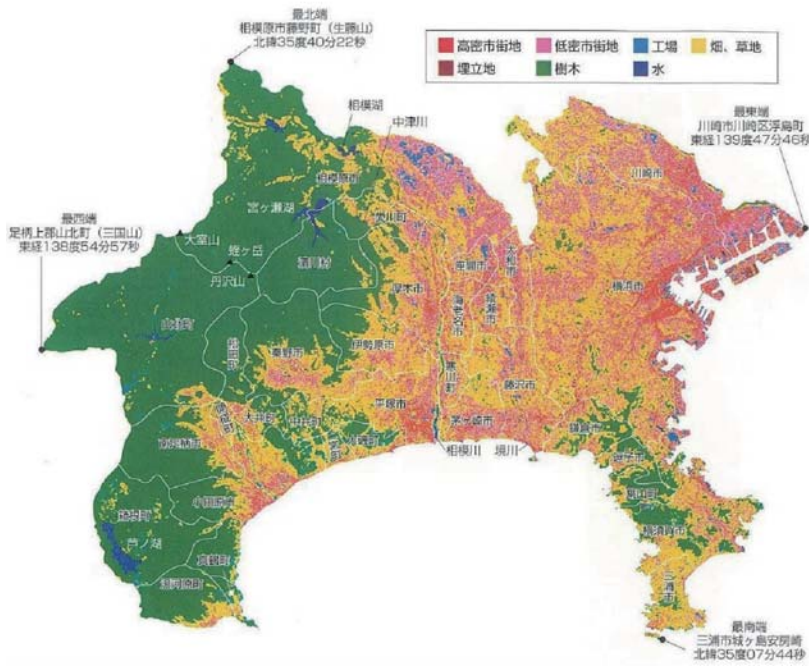
図表. 茅ヶ崎市の位置(左)と
土地利用/平成17(2005)年(下)
出典:茅ヶ崎市都市計画基礎調査

まちの特徴

I 人口密度が高く、コンパクト※なまち

- 茅ヶ崎市は、農用地・森林などの自然的土地利用の割合が低く、都市的土地利用(市街地)の割合が高いのが特徴的です。
- 県下19市のうち7番目に面積が小さく、近隣市と比較しても、人口密度が高いなど、高密度な都市といえます。

図表.神奈川県土地利用



図表.人口密度(人/km²)
/平成21(2009)年

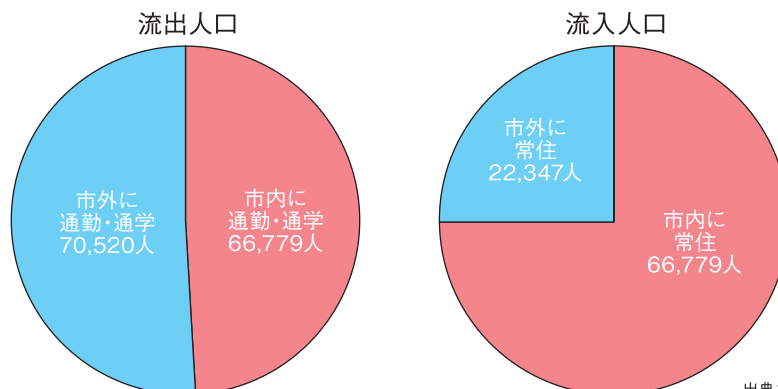
神奈川県	3,711
19市平均	4,327
川崎市	9,767
横浜市	8,355
大和市	8,297
座間市	7,297
相模原市	2,160
茅ヶ崎市	6,519
藤沢市	5,837
海老名市	4,790
鎌倉市	4,380
横須賀市	4,173
平塚市	3,842
綾瀬市	3,704
逗子市	3,381
厚木市	2,416
伊勢原市	1,819
小田原市	1,741
秦野市	1,641
三浦市	1,514
南足柄市	573
寒川町	3,554

出典：グラフで見る神奈川/平成21(2009)年

II 住宅都市としての性格が強い

- 茅ヶ崎市は、流出口(市外への通勤・通学)が流入人口(市内への通勤・通学)よりも多くなっています。
- 昼夜間人口比は、78.9%で、県内各市の中でも低い水準※になっており、住宅都市としての性格が強い傾向を示しています。 ※平成17年国勢調査で、19市中18位

図表.流出・流入人口

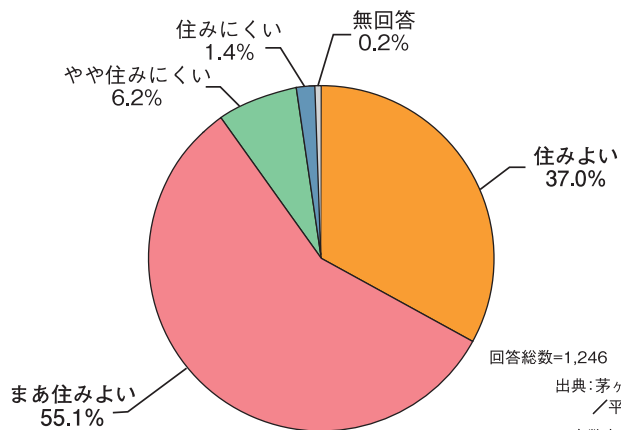
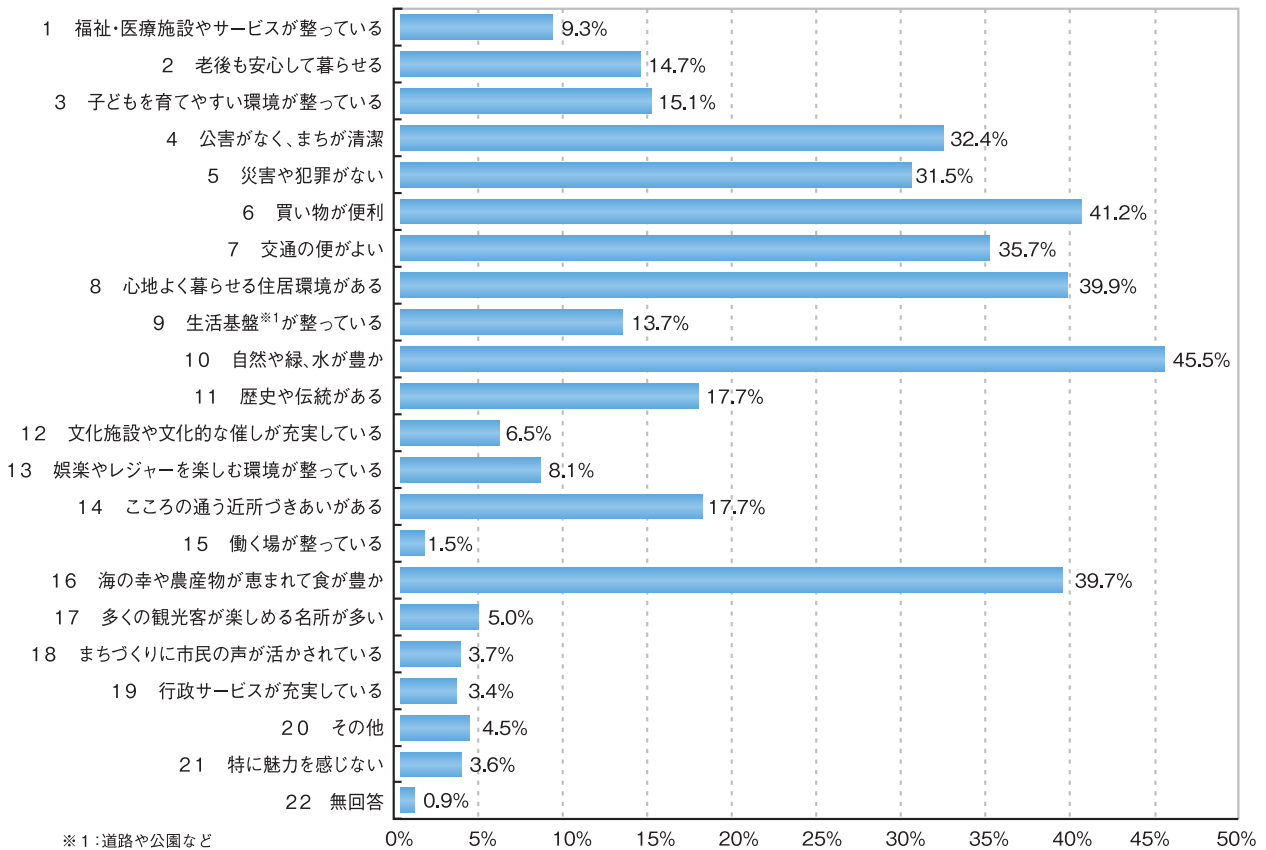


出典：国勢調査/平成17(2005)年

Ⅲ 市民の多くは、生活実感として住みよさを感じている

- アンケート調査によれば、自然や緑・水の豊かさ、買い物の便利さ、居住環境、食の豊かさなどに魅力を感じています。
- 「住みよい」「まあ住みよい」の回答は、回答者の92.1%と高い割合を占めています。

図表.茅ヶ崎市の魅力、住みやすさに関する市民意識



Ⅳ 湘南を代表する「茅ヶ崎」という全国的知名度を持つ

- 茅ヶ崎市は、湘南の豊かな自然を背景に、映画・音楽・文学などの著名な文化人ゆかりの地として、全国的な知名度を持っています。

2

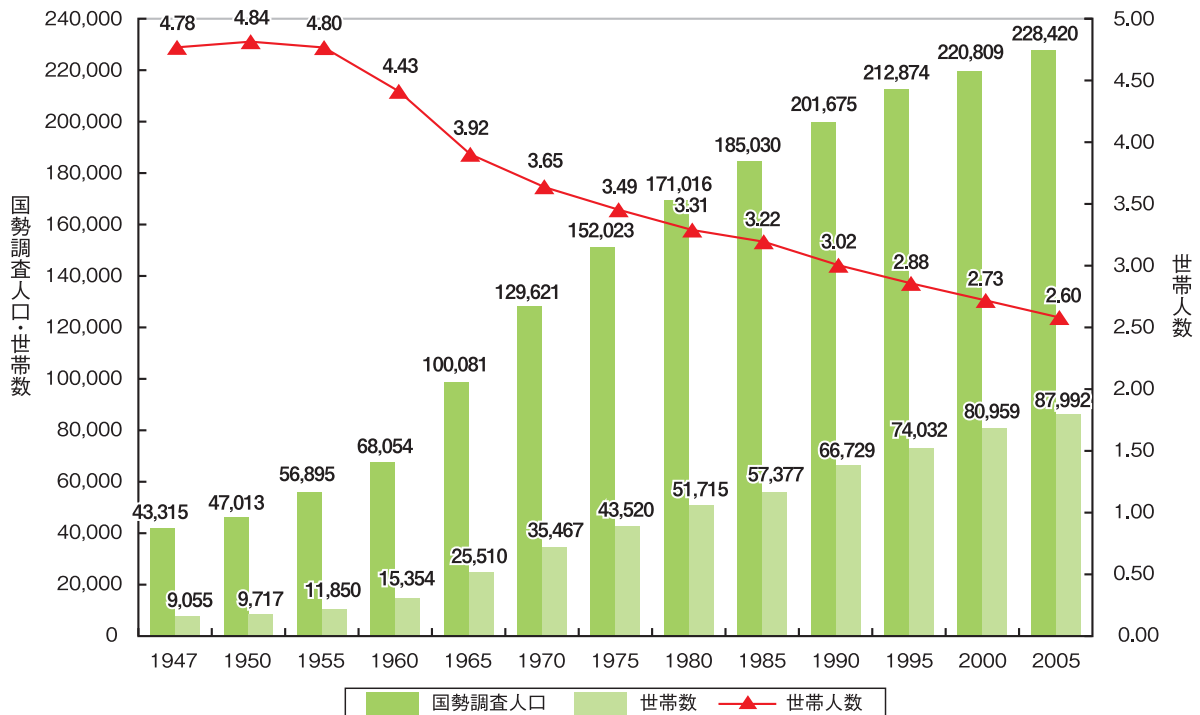
近年の茅ヶ崎市の動向

序
章第
1
章第
2
章第
3
章

I 都市としての成熟期を迎え、進行する超高齢社会

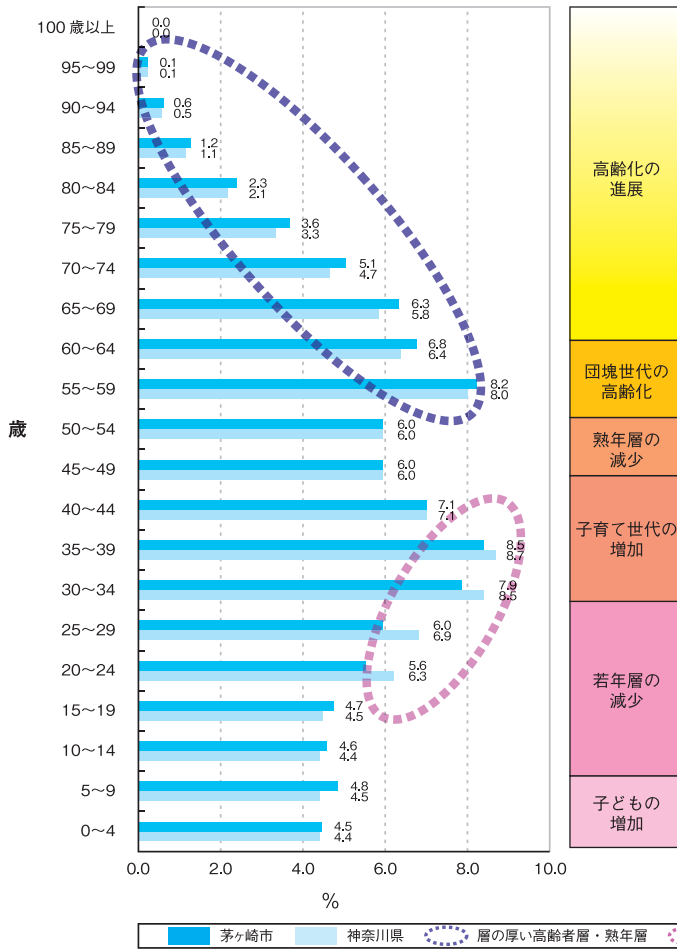
- 茅ヶ崎市の人口は、増加を続けています。増加率は年々緩やかになっており、成熟期を迎えつつあるものの、全国的に見ると高い水準となっています。
- 茅ヶ崎市の人口構成は、55歳以上の年齢層の割合が県水準より高くなっており、20歳代・30歳代の子育て世代などの若い年齢層の割合が低くなっています。
- 10年間の人口構成の変化を見ると、団塊ジュニアの世代(30歳代)が子育て期に入っており、これに伴って10歳未満の子どもも増加しています。これに対して、現在の10歳代・20歳代は減少しており、この世代が子育て期に入る10年後・20年後には、子どもの数が減少し、一層、少子化が進むことが懸念されます。
- 10年前と比べると、団塊の世代が65歳以上の高齢者となり始めており、一層、高齢化が進む状況となっています。

図表.総人口、世帯数、世帯人員の推移

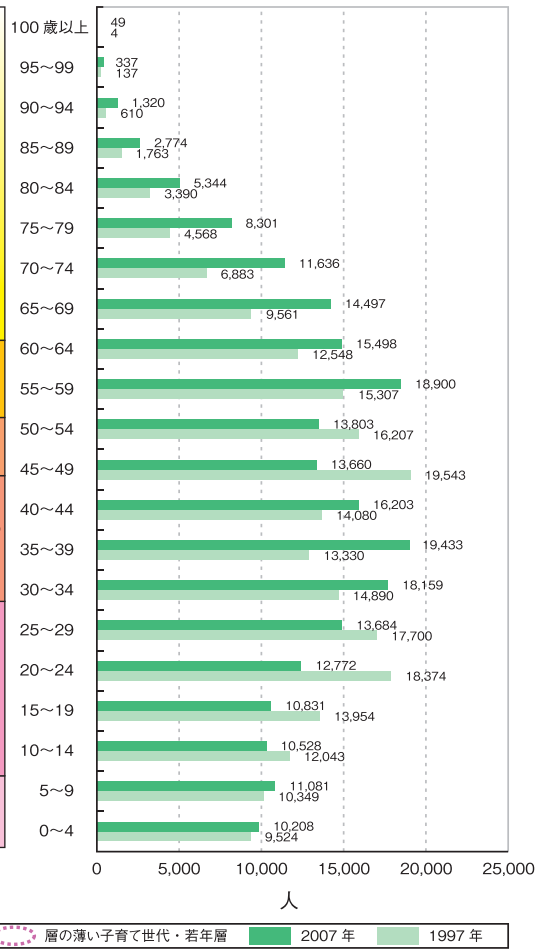


出典：国勢調査／平成17(2005)年

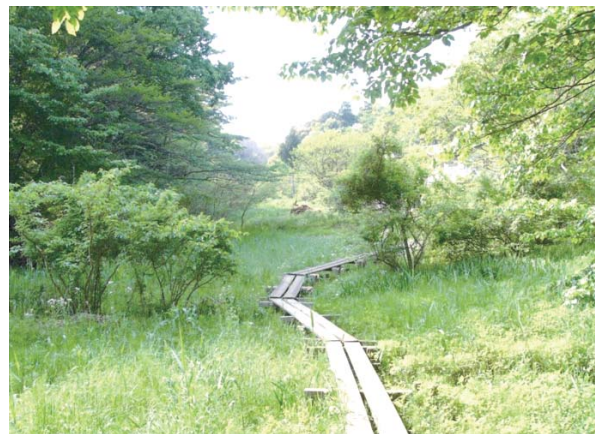
図表.茅ヶ崎市と神奈川県と比較平成19年(2007年)



図表.10年間の人口構成の変化(茅ヶ崎市)



データ:神奈川県年齢別人口統計調査より



II 効率的な行政サービス

- 茅ヶ崎市は、財政力指数※(平成17(2005)～19(2007)年度の3か年)が、1.0を超えており、平成17(2005)年度から地方交付税(普通交付税)の不交付団体となっていました。平成22(2010)年度に交付団体となりました。
- 県内各市と比較して、地方財政歳出額(市民1人当たり)が最も少なくなっており、地方税収額(市民1人当たり)も低いことから「低コスト低負担型」となっています。特に人件費(市民1人当たり)が最も低いこともあり、「費用を抑えてサービスを効率的に提供している」ともいえます。
- 平成13(2001)年度～22(2010)年度には、茅ヶ崎市新総合計画後期基本計画(ちがさき・さわやかプラン)に掲載された施策は、約60%が当初の目標をおおむね達成すると見込まれています。

図表.財政力指数*

(平成17～19年度の3か年平均)

厚木市	1.47
鎌倉市	1.21
海老名市	1.20
南足柄市	1.19
藤沢市	1.17
伊勢原市	1.15
平塚市	1.13
小田原市	1.09
川崎市	1.06
大和市	1.06
茅ヶ崎市	1.05
綾瀬市	1.05
相模原市	1.04
秦野市	1.04
横浜市	0.98
逗子市	0.97
座間市	0.97
横須賀市	0.88
三浦市	0.77

図表.地方財政歳出額(円)

(市民1人当たり*)

川崎市	387,002
横浜市	371,705
南足柄市	358,215
三浦市	338,975
厚木市	321,855
鎌倉市	309,256
伊勢原市	302,226
横須賀市	300,965
藤沢市	297,512
綾瀬市	295,410
小田原市	294,683
平塚市	291,678
相模原市	285,805
海老名市	272,781
大和市	270,894
逗子市	267,430
秦野市	246,353
座間市	238,737
茅ヶ崎市	238,487

図表.地方税収額(円)

(市民1人当たり*)

川崎市	216,042
厚木市	215,333
鎌倉市	206,404
横浜市	201,763
南足柄市	198,820
藤沢市	191,673
平塚市	183,227
海老名市	181,808
綾瀬市	177,195
小田原市	175,653
伊勢原市	174,026
逗子市	173,776
大和市	167,480
相模原市	167,043
秦野市	160,661
茅ヶ崎市	157,723
横須賀市	155,405
座間市	145,740
三浦市	143,169

*市民1人当たりの項目は、総額を平成20(2008)年3月31日現在の住民基本台帳人口で除したものです。

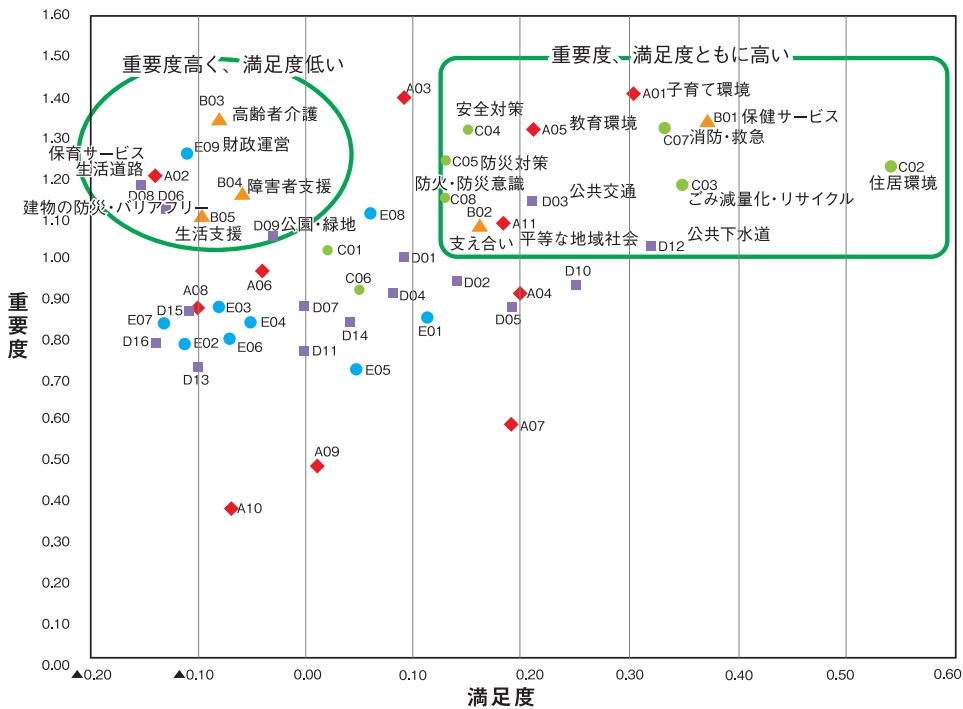
出典:市町村別決算状況調/平成19(2007)年



Ⅲ やや不満だが、不満の度合いの低い市民意識

- 市政に対する市民満足度は平均マイナス0.05で、全体的にやや不満とする項目が多いものの、目立って満足度の低い項目も見られません。
- 重要度・満足度が共に高いものは、その成果を持続させ、重要度が高く満足度が低いものは、施策の効果があげられるよう充実・改善が求められていると考えられます。

図表.45項目の施策に対する市民満足度と重要度(散布図)



子育て

- A01 安心して子育てができる環境
- A02 多様なニーズに合わせた保育サービス
- A03 子どもたちの生きる力をはぐくむ学校・家庭・地域の教育力
- A04 公民館・図書館・文化・民俗資料館等の学習施設
- A05 子どもたちが安心して学べる教育環境
- A06 心を豊かにする生涯学習の機会や支援体制
- A07 郷土芸能や伝統、芸術などの市民文化
- A08 気軽にスポーツを楽しむ施設や活動
- A09 男女共同参画社会の実現
- A10 国内外の都市や市民の交流、地域の国際化
- A11 互いを尊重し、不当な差別を受けない地域社会

地域

- B01 健康診断や病気の予防のための保健サービス
- B02 地域の支え合いの仕組み(安心して生活できる環境)
- B03 高齢者の介護や自立した暮らしへの支援
- B04 障害児(者)の介助や自立した暮らしへの支援
- B05 安定した生活の支援と自立を応援する体制
- B06 休日・夜間を含めた地域の医療体制

暮らし

- C01 低炭素社会に向けた地球環境問題への取り組み
- C02 自宅周辺の居住環境(住み心地)
- C03 循環型社会に向けたごみの減量化やリサイクルなどの取り組み
- C04 交通安全や防犯などのまちの安全対策
- C05 地域の防災対策(日ごろの災害への備え)
- C06 生活の安心のための市民相談体制
- C07 市民の生命・財産を守る消防・救急体制
- C08 市民の防火・防災意識と予防の体制

都市づくり

- D01 市街地と自然環境が調和した土地利用
- D02 駅周辺の市街地と快適性や利便性、にぎわい
- D03 鉄道やバスなどの公共交通の利便性
- D04 地域の特性を生かしたまちなみ・景観
- D05 樹林や生垣、庭など、自宅周辺の緑
- D06 建築物の防災性とバリアフリー化等による人にやさしいまち
- D07 近隣市や地域を結ぶ幹線道路や橋
- D08 自宅周辺の生活道路の安全性・快適性
- D09 やすらげ身の近公園や緑地
- D10 海岸、河川、里山等の自然とレクリエーション環境
- D11 安全で環境に配慮しただれにもやさしい公共建築物
- D12 公共下水道の整備状況
- D13 多くの人々を誘う魅力ある商工業、観光の振興
- D14 農業や漁業の振興と農地・海浜の保全活用
- D15 働きやすい職場の環境や勤労者への福祉
- D16 地域特性を生かした都市の拠点

行政経営

- E01 市政やまちづくりの情報発信・コミュニケーション
- E02 効率的・創造的な政策(施策・事業)の展開
- E03 国・県・近隣市町と連携した効果的な行政サービス
- E04 公共施設の適正な配置と維持管理
- E05 心のふれあう地域コミュニティ(交流・連帯)
- E06 市民と行政の対等な立場での協働
- E07 多様化する市民ニーズに対応する市の人材
- E08 迅速かつ的確な窓口サービス
- E09 計画的で、透明性の高い健全な財政運営

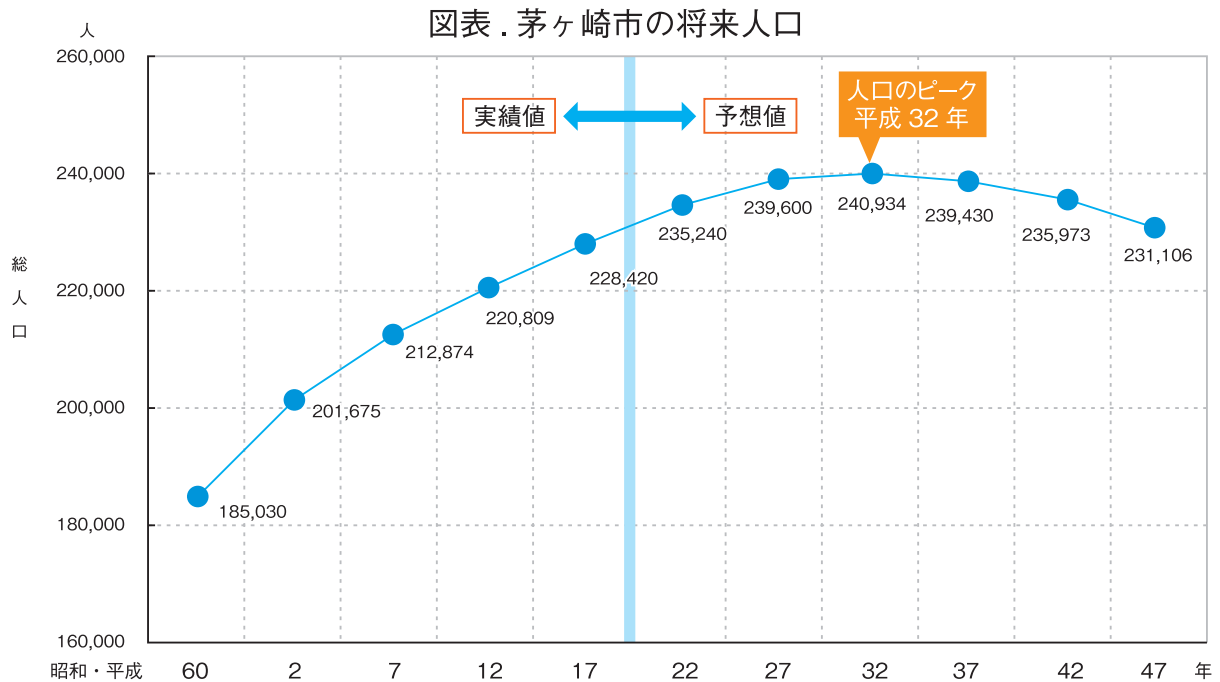
出典:茅ヶ崎市のまちづくり市民満足度/平成22(2010)年3月

3

将来人口の見込み

総人口

茅ヶ崎市の人口は、平成32(2020)年に約24.1万人に達し、これをピークに減少に転ずるものと見込まれます。



注)平成47(2035)年については、参考値
出典:茅ヶ崎市推計/平成19(2007)年7月

年少人口
〔0～14歳〕

平成17(2005)年の約3.2万人から増加し、平成22(2010)年に約3.3万人でピークを迎えることが想定されます。その後減少に転じ、平成42(2030)年には約2.6万人になるものと見込まれます。

生産年齢人口
〔15～64歳〕

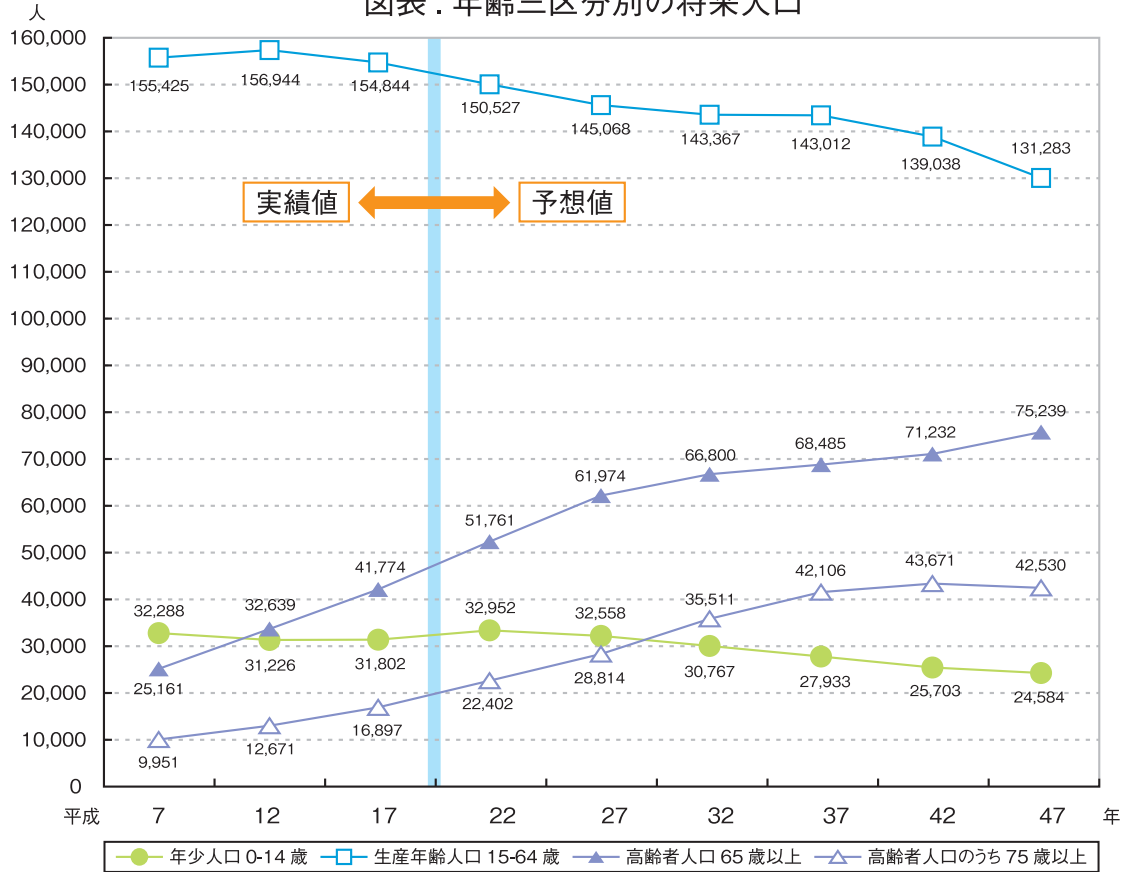
平成17(2005)年の約15.5万人から減少傾向を続け、平成32(2020)年には約14.3万人に、平成42(2030)年には約13.9万人になるものと見込まれます。

高齢者人口
〔65歳以上〕

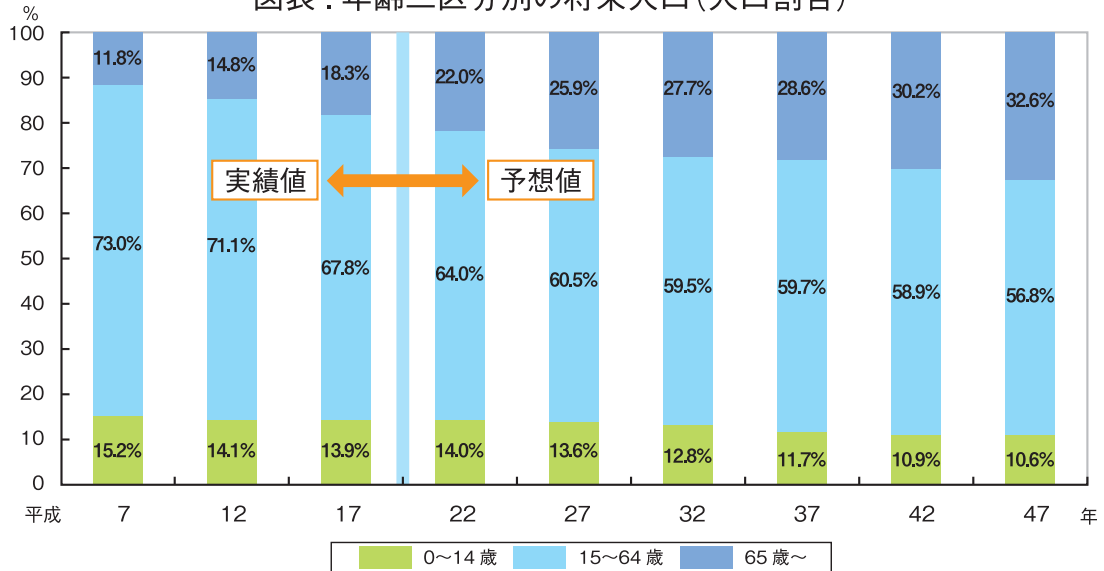
平成17(2005)年の約4.2万人から増加傾向を続け、平成32(2020)年には約6.7万人になり、約4人に1人が高齢者になるものと見込まれます。また、平成42(2030)年には約7.1万人になり、約3人に1人が高齢者になるものと見込まれます。

このうち、75歳以上の人口は、平成17(2005)年の約1.7万人から増加傾向を続け、平成32(2020)年には約3.6万人と約2.1倍に増加し、高齢者人口全体の半数を超えるものと見込まれます。

図表. 年齢三区分別の将来人口



図表. 年齢三区分別の将来人口(人口割合)



注)平成47(2035)年については、参考値
出典:茅ヶ崎市推計/平成19(2007)年7月

※これらの推計はコーホート要因法*によるもので、「平成17年男女別5歳階級別人口」を基準人口としました。

4

土地利用・都市構造

土地利用

茅ヶ崎市は、昭和30年代半ばまでは農地の広がる人口7万人足らずの小都市でしたが、東京・横浜方面などの首都圏への交通の利便性や温暖な風土と良好な自然環境を背景に、住宅都市として急激に人口が増加し、それに伴い高密度な市街地が形成されることとなり、道路や公園といった都市基盤の整備の遅れが見られます。

市域(都市計画区域)(3576ヘクタール)は、優先的かつ計画的に市街化を進める市街化区域(2213ヘクタール)と、市街化を抑制する市街化調整区域(1363ヘクタール)に区域区分されています。

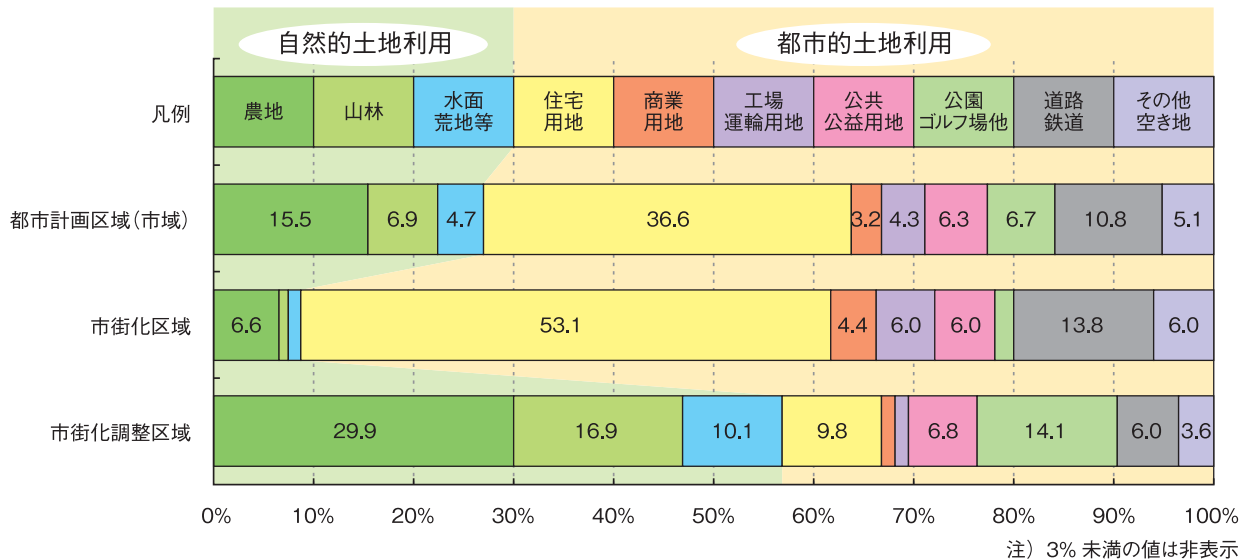
平成17(2005)年度の土地利用状況をみると、住宅用地が36.6%と最も多く、次いで農地が15.5%、道路・鉄道用地が10.8%となっており、その他はいずれも10%未満となっています。

市街化区域内の土地利用状況をみると、都市的土地利用が91.3%を占めており、中でも住宅用地が53.1%と最も多く、続いて道路・鉄道用地が13.8%、自然的土地利用が8.7%となっています。

市街化調整区域では、自然的土地利用が56.9%と過半数を占めており、中でも農地が29.9%と多くなっています。

市街化区域、市街化調整区域については、大きな土地利用の変更のない範囲で土地利用を進めます。

図表. 平成17年度土地利用構成



出典:都市計画基礎調査/平成17(2005)年度

都市構造

茅ヶ崎市は、今後の10年は、少子高齢化が進み人口の自然増加が期待できない状況です。また、茅ヶ崎市は、人口を誘導するような特別な政策は行わないため、人口は、平成32(2020)年をピークに減少に転じると予測されていることから、都市としての成熟が求められています。

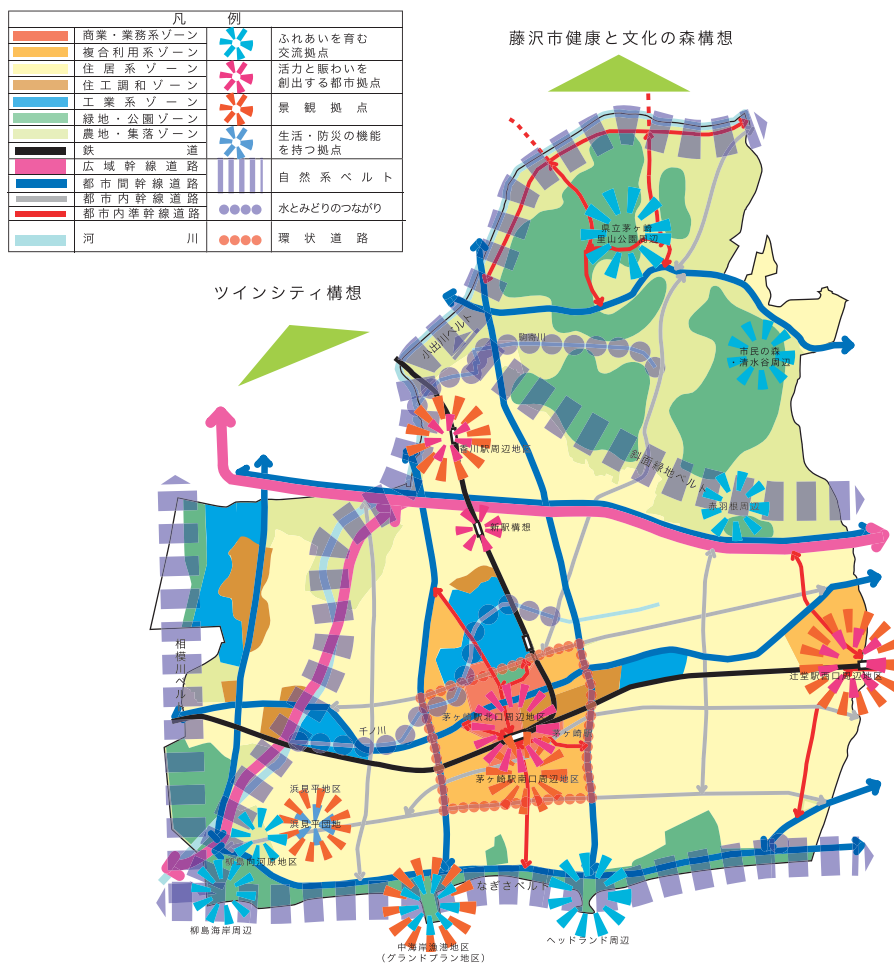
都市拠点などの整備として、茅ヶ崎駅や辻堂駅西口周辺、香川駅周辺は、「都市拠点」として位置付けられており、駅前広場の整備やアクセス改善などこれまでの都市づくりを促進して行きます。

また、交流やにぎわい形成などを含めて重点的に良好な景観を形成すべき領域を「景観拠点」として位置付けており、順次、特別景観まちづくり地区に指定します。

幹線道路網などの整備は、東西軸としてJR東海道本線、新湘南国道、国道1号及び国道134号、県道藤沢平塚線、市道柳島小和田線などが、南北軸としてはJR相模線、首都圏中央連絡自動車道(さがみ縦貫道路)、県道柳島寒川線、県道中海岸寒川線、市道東海岸寒川線などがありますが、東西軸に比べると南北軸の整備が遅れているため、バランスよい交通網の形成を目指します。

地区の特性に配慮したまちづくりとしては、茅ヶ崎駅周辺や辻堂駅西口周辺を中心とする市街地周辺を、商業や業務、住宅などとの複合利用が可能なエリアとして、地域特性に応じた商業・業務・サービスなどの都市機能の集積を図ります。周辺に広がる市街地は、地区の特性に配慮しながら住宅地、業務地、自然地の3区分に類型化された土地利用のもと、快適で安全な市民生活の確保と機能的な都市活動が可能な快適環境都市を目指します。

図表.将来都市構造図イメージ



出典:ちがさき都市マスタープラン/平成20(2008)年6月

5

将来の都市像

茅ヶ崎市は、湘南海岸や北部の丘陵、相模川に囲まれたコンパクト※なまちです。さまざまな自然の恵みを受けながら、独自の歴史文化がはぐくまれ、世界に羽ばたく人材を多数輩出するなど、「ひと」と「まち」が輝く風土が市民の誇りとなっています。

超高齢化が進行し、人口減少時代を目前に控え、これまでの量的拡大型のまちづくり政策を改め、成熟社会型のまちづくりの推進が求められています。

経済状況の悪化による厳しい財政状況が予測される中、豊かな人材という財産と誇れる風土を大切に、次代を担うひとづくりと人々がいきいきと暮らすまちの安全や暮らしの安心を確保し、茅ヶ崎のまちの魅力・活力を将来にわたって持続させるまち「茅ヶ崎市」を育てます。

20～30年の将来を見据えて、茅ヶ崎市が目指すべき都市像を次のように定め、計画期間10年で「ひとが輝き」「まちが輝く」茅ヶ崎に向けて歩みを進めます。

海と太陽とみどりの中で ひとが輝き まちが輝く 湘南・茅ヶ崎

ひと が輝く茅ヶ崎

- 未来への夢と可能性を抱いて、健やかに育つ子どもたち
- 豊かな創造力で、次代を担う若者たち
- 学び・交流を通じて、豊かな感性を磨きあう市民
- 支えあって、いきいきと暮らす高齢者たち
- 茅ヶ崎のブランド価値を高める多彩な人材の知恵と行動力

まち が輝く茅ヶ崎

- 低炭素社会※・循環型社会※・自然共生社会※の実現にチャレンジする持続可能な地域社会
- 使い勝手がよく、安全・安心で住みよさを実感できるまち
- 茅ヶ崎らしい風土と文化、バランスのとれた市街地と自然
- 茅ヶ崎らしい魅力で、多くの市民や来訪者を楽しませるまち

ひと・まちを育て、支える

- 創造的で、柔軟かつ迅速に政策を実行する行政組織
- 多様化するニーズを満たすため、市民や事業者の力を生かした市民サービス
- 一人一人の力が生かされ、地域のさまざまな課題を解決できるコミュニティ

6 目標年次

平成23(2011)年度を初年度とするこの基本構想の目標年次は、平成32(2020)年度とします。

7 まちづくりの基本理念

将来の都市像の実現に向けて、総合的な政策展開の基本的な指針として、五つのまちづくりの理念を定めます。

茅ヶ崎市のまちの特徴、近年の動向、現状や課題、今後の見通しなどを踏まえて、10年間の市政を展開するうえでの方向性を示しました。

基本理念 1

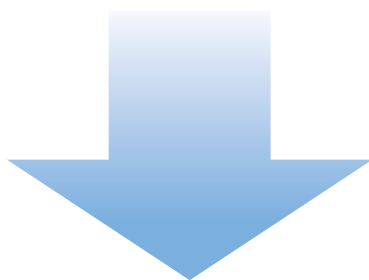
学び合い育ち合う みんなの笑顔がきらめくひとづくり

茅ヶ崎に暮らし、誇りと愛着を持ち、明日の茅ヶ崎を支える人を育てることに力点を置いて、子どもを産み育てること、学齢期の教育、生涯を通じた学習や文化活動、多くの市民が健康づくりに主体的に取り組み、さまざまなスポーツに参加できる環境づくりを、地域ぐるみで総合的に進めます。

母子保健の充実や新生児家庭の訪問事業などにより、子どもを産み育てやすい環境を整えるとともに、乳幼児期の過ごし方の重要性を周知・啓発しながら、子育てが初めての人も安心して子育てができる支援体制や子育て家庭のライフスタイルに合わせた保育サービスの提供、地域社会全体が子育てにかかわる環境を整えます。

子どもたちを取り巻く、家庭、地域、保育園、幼稚園、学校、事業者の連携・協力によって、子育てにかかわる時間が持て、子どもたちが元気に育ち、意欲的に学び、大人も成長しながら、次代を担う人が育つ環境を整えます。

性別、年齢、国籍、障害の有無などを問わず、あらゆる人が多様な活動に参画し、交流する、はぐくまれた市民の力が十分に生き、一人一人が自分らしく活躍できる地域社会を育てます。



基本理念1に関する現状・課題・方向性

- 茅ヶ崎市の人口は、平成32(2020)年までは増加すると見込まれる一方で、年少人口は、実数、構成比ともに平成22(2010)年から減少に転じるものと見込まれます。また、合計特殊出生率は、全国平均より低い水準(平成20(2008)年度1.30)ですが、上昇傾向にあり、より一層、子どもを産み育てやすい環境づくりを進めます。
- 茅ヶ崎市の保育園入園待機児童の状況は、保育園の新設、定員増により平成16(2004)年度当時の待機児童を解消できる定員数を確保しましたが、入園希望児童の増加により、未だ解消しておらず全国的にみても多い状況です。引き続き施設整備を進め、待機児童の解消を図ります。
- 茅ヶ崎市の市立小・中学校の児童・生徒数の推移は、小学校は昭和56(1981)年、中学校は昭和61(1986)年をピークに、減少傾向が続いていましたが、小学校は平成14(2002)年、中学校は平成17(2005)年から増加傾向に転じています。将来推計では、全市人口と同じく、児童・生徒数も平成32(2020)年にピークを迎え、その後減少に転じると見込まれています。全国的には減少傾向に向かっていますが、茅ヶ崎市では、しばらくの間は、児童・生徒数の増加が見込まれます。児童・生徒の安全が確保された良好な教育環境や子どもたちへの配慮が十分になされた教育行政を進めます。
- 次代を担う子どもたちに、知・徳・体の調和のとれた生きる力を育成することが求められています。学校教育では、学びの質を高めることにより、子どもたちが生涯にわたって学び続ける意欲や確かな学力をはぐくむとともに、他を思いやる心や感動する心など豊かな人間性や自律性を育てます。また、そうした学校教育の充実のために、教職員の資質の向上や児童・生徒一人一人に応じた教育が進められるよう取り組みます。
- 学校校舎や屋内運動場の耐震工事は、当初の予定を早め完了しましたが、建築年度の違いによる老朽化などにより施設面における学校間格差が生じており、大規模改修によりその解消を進めます。
- 核家族化の進行や働き方の変化、地域とのつながりの希薄化などを背景に、子育て家庭の負担が大きくなっています。働き方の見直しなどによる仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)を図ります。家庭、地域、学校の連携・協力のもと、大人の意識改革を進め、家庭や地域の教育力を向上させるなど、次世代育成を支援します。
- 茅ヶ崎市の公民館、図書館、スポーツ施設は、近隣市と比べて少ない状況です。市民文化会館、美術館は安定して利用されています。市内各地で市民が中心となったイベントが数多く実施されています。地域住民が自ら実施する文化、芸術、スポーツなどの活動の活性化による伝統芸能や文化財の活用、地域ぐるみの健康づくりを進めます。
- 多くの女性が、男女の地位(職場、家庭生活、社会通念やしきたりなど)は、男性の方が優遇されていると感じています。茅ヶ崎市では、女性が政策方針決定過程へ参画する割合は、少しずつ増加していますが、まだ不十分です(市議会における女性議員の割合(30.0%)、市職員の管理職における女性の割合(17.0%)、小中学校での女性管理職の割合(24.2%))。すべての人が社会の対等な構成員として、自らの意思で社会の活動に参画する機会が確保され、等しく政治的、経済的、社会的、文化的利益を享受し、共に責任を負う社会の実現が求められています。社会全体の意識改革を進めると同時に女性が参画しやすい仕組みづくりをさらに進めます。
- 地域社会では、多様な文化の共存・交流への取り組みが見られるようになってきています。茅ヶ崎市の外国人登録者数も増加の傾向にあり、その人たちが地域社会で安心して暮らしていくための支援などのニーズも高まっており、相談事業をはじめとした支援を行います。

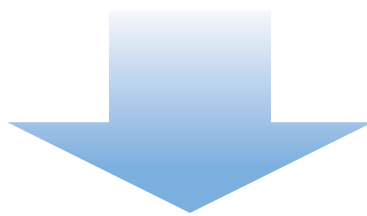
基本理念2

いきいきと暮らす ふれあいのある
地域づくり

超高齢化が進行する中で、市民のだれもが、住み慣れたまちで、自分らしく元気に暮らし続けられる地域をつくります。

保健・医療の基盤を維持・充実し、疾病の予防や早期発見・早期治療などを推進することで、市民の健康を守ります。また、市立病院で質の高い医療サービスを安定して提供します。

制度による公的な福祉サービス(公助)を充実させていく一方で、多様化する課題に的確に対応するため、公助の限界を見極めつつ、共助による支え合いの仕組みを構築します。さまざまな福祉活動を支援し、ネットワーク化することで、地域の「支え合い」の力を着実に育てます。



基本理念2に関する現状・課題・方向性

- 茅ヶ崎市は、高齢者や障害者の増加、景気の低迷による生活保護受給世帯の増加などの理由で扶助費が増加する傾向にあります。市民1人当たりの扶助費は、平成15(2003)年度の約2万8000円から平成21(2009)年度の約4万4000円に増え、今後も増加が懸念されます。このまま扶助費が増加し続けると、これまでと同様な施策を推進することは、困難です。増加が見込まれる扶助費に対応しながら、必要なサービスを着実に提供していきます。
- 茅ヶ崎市の国民健康保険では、医療の高度化や加入者の高齢化により、年々医療費が増えています。今後も高齢者が増加するという見通しから、医療費の増加が見込まれます。生活習慣病とその予備軍の増加や医療費の増大などに対応し、医療費のかからない元気な市民を増やす施策を推進し、安定的で持続可能な国民健康保険の健全な運営を進めます。
- 要医療者は、年々増加しています。健康診査や各種検診の受診率を上げ、疾病の予防、早期発見・早期治療に努めます。
- 地域で孤立しがちな高齢者世帯は、孤独死、介護虐待、介護に行き詰まったの不幸な事件など、さまざまな問題を抱えています。高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らせるよう見守り体制の整備を進めます。
- 公的な福祉制度だけでは対応できない多様な課題もあります。地域ではさまざまな福祉活動が展開されていますが、支援を必要とするすべての人への支え合いの仕組みづくりを支援します。

基本理念3

安全でやすらぎのある
持続可能な暮らしづくり

深刻化している地球温暖化への対策は、地球規模での喫緊の問題であり、待ったなしの状況にあります。低炭素社会※への転換を図り、資源循環の仕組みを確立するとともに、生物多様性※の保全など自然との共生に配慮したまちづくりを進めるため、市民生活や事業活動、行政サービスの中で、着実に具体的な成果をあげていくことができるよう、広域的な観点に立ち、他の自治体などと連携して総合的に政策を展開します。

ごみの排出量は減少傾向にあるものの、資源化率の低迷は切実な問題であり、ごみの発生抑制、再使用、再生利用を通じて資源化率の向上や資源循環型社会の構築を進めます。

市民の安全・安心に向けて、日常の防犯・交通安全に努めるとともに、災害が発生した場合の迅速かつ的確な対応ができる防災体制を構築します。

多発している犯罪や安全な消費を脅かす諸問題などに対する市民の悩みや不安の解消を図ります。

災害や火災時などに対応する消防・救急体制を整え、市民の生命、身体や財産を守ります。



基本理念3に関する現状・課題・方向性

- 平成10(1998)年に環境の保全と創造に関する基本方針となる「環境基本計画」を策定し、計画を推進してきました。地球温暖化や生物多様性※の喪失など深刻化・多様化する環境問題に対応するため、平成22(2010)年度末に「環境基本計画(2011年版)」を策定し、平成23(2011)年度より取り組みを進めます。
- 市域の温室効果ガス排出量やエネルギー使用量は、人口、世帯数の影響もあり年々増加傾向にあります。温室効果ガス排出量は、京都議定書の第一約束期間の平成24(2012)年度には約87万トン(二酸化炭素換算)で、平成2(1990)年度に比べて約18万トン(26.6%)増加すると予測されています。市域の温室効果ガスの削減や省エネルギー化を推進するため、太陽光発電装置への補助を実施しています。今後も、さらに補助制度を創出し、市民・事業者などへの支援を進めます。
- 市内の大気環境は、全般的に改善が進んでいますが、光化学オキシダントは上昇傾向にあります。また、水環境は市内河川水質の改善が進んでいます。これらについては引き続き測定計画に基づく定期的な環境監視に努め、汚染の発生源に対する指導を進めます。また、市民・事業者へ環境意識の高揚となる取り組みも進めます。
- 平成19(2007)年度に策定した「湘南東ブロックごみ処理広域化実施計画」に基づき、資源循環型社会の構築を目指し、効果的な施設整備や分別収集方法の見直しを進めます。
- 茅ヶ崎市では、近年、市民の安全・安心に対する意識が高まっており、自分たちの安全は自分たちで守るという気運が芽生え、防犯組織が構築されており、その活動を支援します。

- 平成21(2009)年における人身交通事故に占める自転車事故の比率が高いため、警察など関係機関と連携してルール・マナー教室を実施しています。交通ルール遵守の徹底やマナーの向上を目指します。
- 自主防災組織が災害時に、自助・共助組織としての役割を担えるようにするため、平成11(1999)年度から防災リーダーの養成を開始し、現在、年5回の研修を行っています。あわせて防災意識の普及・啓発に努め、自主防災組織の充実を図ります。
- 市民が抱えるさまざまな悩みを解決し、安心して生活ができるよう法律相談や消費生活相談をはじめ、各種相談の整備拡充を行っています。全体の相談件数は、平成20(2008)年度は6476件、平成21(2009)年度は5916件となっています。多重債務に陥った債務者の生活支援と早期の債務整理に導くため、平成19(2007)年11月から多重債務相談窓口を開設しました。平成20(2008)年度は324件、平成21(2009)年度は314件の相談を受けており、今後も増加が予想されるため、相談体制の充実を図ります。
- 消防・救急体制は、市民の生命、身体や財産を守る責務を全うするため「消防力の整備指針」に基づき、着実に消防力の充実強化を進めてきました。今後は、各種災害に対し、的確に対応できる組織の構築や消防職員のさらなる能力向上を図ります。また、消防団との連携や市内の事業所との協力体制をさらに深め、地域消防力の充実強化を図ります。
- 例年、放火やたばこの不始末が原因の火災は、全火災件数の3~4割(市内の全火災件数58件うち放火(疑いを含む)18件(平成21(2009)年))と多くを占め、また、救急搬送した傷病者の約5割(市内の全救急搬送人数8405人うち軽症者4214人(平成21(2009)年))が軽症者です。継続して、防火・防災意識の向上や救急車の適正利用について広く市民に周知するなどの対策を推進します。
- 平成18(2006)年1月に市内の事業所勤務者や市民による茅ヶ崎市応急手当普及協会を設立し、主体的に普通救命講習会を開催しています。今後も活動を継続し、市民への救命意識・技術の普及を推進します。



基本理念4

人々が行きかい 自然と共生する
便利で快適な まちづくり

茅ヶ崎市は、海・川・里山の自然環境に恵まれ、平たんな地形にコンパクト※な市街地が形成されており、この茅ヶ崎らしい都市の特徴を十分に生かした「住んでよかった、住み続けたい」と思える魅力あるまちを維持・創造します。

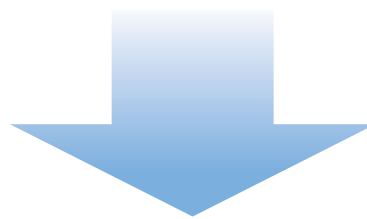
現在の都市構造を基本に都市の成熟を図るため、市街地の無秩序な拡大を抑制して自然環境との調和を図るなど、地域の特性に配慮した都市づくりや道路などの基盤整備に取り組みます。

市民生活の利便性を高める都市機能を効果的に集約した都市拠点の整備や、公共交通を主体とした環境負荷の少ない交通体系の形成を目指します。

公共下水道の污水管の整備と水洗化普及率の向上により、川の水質を良好に保ちます。また、雨水対策を充実させ、浸水被害の軽減を図るとともに、川に親しめる快適な水環境を創出します。

茅ヶ崎の高い知名度や地域資源、企業の先端技術などを生かしながら、各産業の連携やブランド化戦略を進めて、多くの人が訪れる魅力と活力を育てるとともに、市内での雇用創出や次世代の定住を図ります。

自然環境など地域の特性に配慮し、生活や防災性、産業に配慮した活力あるまちづくりを図ります。



基本理念4に関する現状・課題・方向性

- 茅ヶ崎市は、行政区域の全域が都市計画区域であり、昭和45(1970)年に市街化区域及び市街化調整区域が定められています。昭和30年代後半からの人口増加に伴い、平成5(1993)年、香川・下寺尾地区の約31.5ヘクタールを市街化区域に編入し、土地区画整理事業により計画戸数1000戸の都市づくりを行いました。今後は、現在の土地利用を継続しつつ、都市基盤の整備などにより都市の成熟を図ります。
- 現在の都市構造を基本に魅力と活力のある都市空間の形成を図るため、まちづくりのルールの拡充、自然や農業環境の保全に向けた取り組みの充実など、総合的な土地利用施策を市民との合意形成のもと、今後も積極的に推進していくため、必要な制度の制定と拡充を図ります。
- 市民の多くは、自然の豊かさと生活の利便性、居住環境という側面から、住み良さを実感しています。その一方で、高密度な市街地の形成過程で、生活道路や公園の整備が遅れ、生活基盤に対する市民満足度が低いことから、住宅地、商業地、工業地など、地域特性に応じた市街地環境の改善、基盤整備を進めます。

- 茅ヶ崎市の都市計画道路の整備状況は、平成20(2008)年度末の整備率が53.6%であり、近隣市の藤沢市70.2%、平塚市62.3%に比べて整備率が低い現状です。現在整備中の環状道路や主要幹線道路を優先的に整備し、茅ヶ崎駅周辺へ集中する交通渋滞の解消や、歩行者などの安全性の確保と交通の利便性を図ります。また、狭い道路などの解消や無電柱化を推進し、災害時における緊急活動の円滑化や避難路の確保、景観や環境に配慮した都市づくりを進めます。
- 昭和38(1963)年度より着手した、公共下水道の平成21(2009)年度末の整備率は、污水施設では96.3%と、県内の一般市の平均より高く、公衆衛生、生活環境が向上するとともに河川の水質が改善されるなどの効果が得られています。一方で、雨水施設は、面積整備率が46.9%と低いことから、雨水対策を充実させ、浸水被害の軽減を図るため施設整備を進めます。また、河川については、浸水被害を軽減するとともに、川に親しめる快適な水環境を考慮した、千ノ川整備計画を策定しており、その計画に基づき事業を進めます。
- 茅ヶ崎市の産業は、農業・漁業、商業、工業のそれぞれで、従業者数や事業所数が減少傾向です。このため、茅ヶ崎の高い知名度や地域資源、企業の先端技術等を生かしながら、各産業の連携を進め、生産性の向上やブランド価値の創造、雇用促進などの環境づくりを図ります。
- 首都圏中央連絡自動車道(さがみ縦貫道路)延伸に伴う(仮称)寒川南インターチェンジ周辺においては、産業系土地利用を検討し、計画的な企業誘致などを図ります。
- 浜見平地区は、周辺地区も含め、少子・高齢化を考慮し、団地の建て替えに合わせ、利用者の生活の利便性や防災性の向上を図るため、公共施設・商業施設を段階的に整備します。



基本理念5

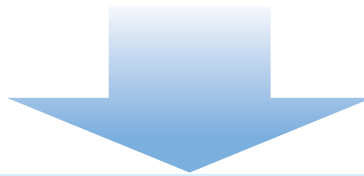
一人一人の思いが調和し
未来をひらく 行政経営

業務効率化による経常経費の抑制、事務事業評価による効率的な予算配分などを通じて、将来への投資が可能な財政基盤を維持するとともに、適正な予算・人員編成に基づいて、課題解決に向け効果的な政策を迅速かつ着実に立案・実行し、具体的な成果を上げます。

分権型社会における自治体経営の担い手となり、多様化する市民ニーズに的確に対応できる創造性豊かな人材を育成します。

政策や事務事業の成果は、暮らしの質や市民満足度の向上など、金銭的な価値では測れない効果も含めて的確に評価を行い、さらなる効果を得られるよう改善を進める仕組みを構築し、評価結果を生かした進行管理による行政経営を行います。

市民や事業者とのコミュニケーションや協働※の取り組みを活発に進められる体制を構築し、市民サービスの新たな担い手となる多様な主体を育成するとともに、市民の主体的な活動に委ねるべきこと、民間企業の資金やノウハウを生かすべきことを見極め、新しい形の「公共」の形成を進めます。



基本理念5に関する現状・課題・方向性

- 平成12(2000)年のいわゆる「地方分権一括法」の施行以来、国と地方公共団体が分担すべき役割を明確にするとともに、地方公共団体の自主性や自立性を高めることにより、地方公共団体が自らの判断と責任で行政を運営することをさらに推進します。
- 茅ヶ崎市は、平成15(2003)年4月に特例市へ移行し、権限移譲を進めていますが、権限移譲に伴う財政上の措置などに不十分な点があるとして、全国市長会などを通して継続的に財源の移譲を国へ要望しています。今後も権限移譲に伴う確実な財源移譲を求めます。
- 少子高齢化の進展による就労人口の減少や高齢者の増加による扶助費の増加など構造的な財源不足を生じる可能性があります。第1次・第2次行政改革大綱に基づく実施事項により、12年間で約90億円の効果額を上げています。平成20(2008)年度に第3次行政改革大綱を策定しており、引き続き行政改革に取り組みます。
- 茅ヶ崎市は神奈川県内の他の市と比較すると、少ない職員数で効率的な行政運営を行っています。第3次定員適正化計画では、市民ニーズの多様性やさまざまな社会制度の改正などによって生じる新たな事務への対応を行った結果、目標数値を達成することはできませんでした。今後、さらに進展すると予想される市民ニーズの多様性や社会制度の改正などに備えるため、市民との協働、効果的な事務遂行、民間活力の導入などを踏まえた第4次定員適正化計画を策定し、適材適所の配置と職員育成により職員の能力を最大限に発揮させ、市民ニーズに合致した市民サービスを提供します。

- 平成15(2003)年度に導入した事務事業評価を業務棚卸評価とし、予算と連動しながら進行管理を行っています。厳しい財政見通しと目前に迫った超高齢社会を踏まえ、明確な目標に基づく戦略的でスピード感のある政策を展開(政策の選択と集中、PDCA※マネジメント)し、確実な成果を示すことが求められています。成果指標などを明確に位置付けます。
- 市民ニーズは複雑・多様化しており、それに的確に対応できる職員が求められています。求める人材像を明確にし、積極的に採用活動を行うことにより多様な人材を確保するとともに、適正な人事評価を実施し、人事給与制度と連携することで職員のモチベーションアップを図ります。また、時代の変化に敏感に対応できる職員を育成するため、研修制度を充実させ、課題発見能力や企画力のアップを図り、政策形成能力を向上します。
- 全国各地で、地域課題やニーズに対応する住民自らの活動が広まりつつあり、活動の参加者にとっては自分の価値観を見出す場となっています。市民活動団体ガイドブックに登録されている市民活動団体は、年々増加し264団体(平成22(2010)年度)となり、活発な活動がされています。一人一人の力を生かし、地域の力を発揮できる仕組みづくりを進めます。
- 市民の行う公益的な活動を支援するための「市民活動げんき基金助成」を平成17(2005)年度から実施し、平成22(2010)年度までに延べ12事業に助成金を交付しました。今後も各団体の自立的活動を応援します。
- 市民活動団体の特性を生かす新たな市民サービスを担う手法として、平成19(2007)年度から協働推進事業※を実施してきました。平成22(2010)年度には12事業に取り組みました。
- 新しい公共の形成には、地域組織や市民活動団体など協働※する主体との対等なパートナーシップの構築、団体の事業実施能力の向上や人材育成、活動を進化させ持続させるための人・資金・信頼の獲得などが重要です。新しい公共の形成に向け、地域の主体的なまちづくり活動の支援を担える職員を育成するとともに、市民サービスを提供しようとする多様な主体に対し支援します。
- 滞納額の縮減、徴収率の向上により歳入を確保し、定員適正化や事務経費の削減により歳出を抑制し、不要な市有財産の売却や市有財産の広告媒体としての活用などで、財源確保に努めます。また、環境に配慮した庁舎などの管理を率先して実施します。



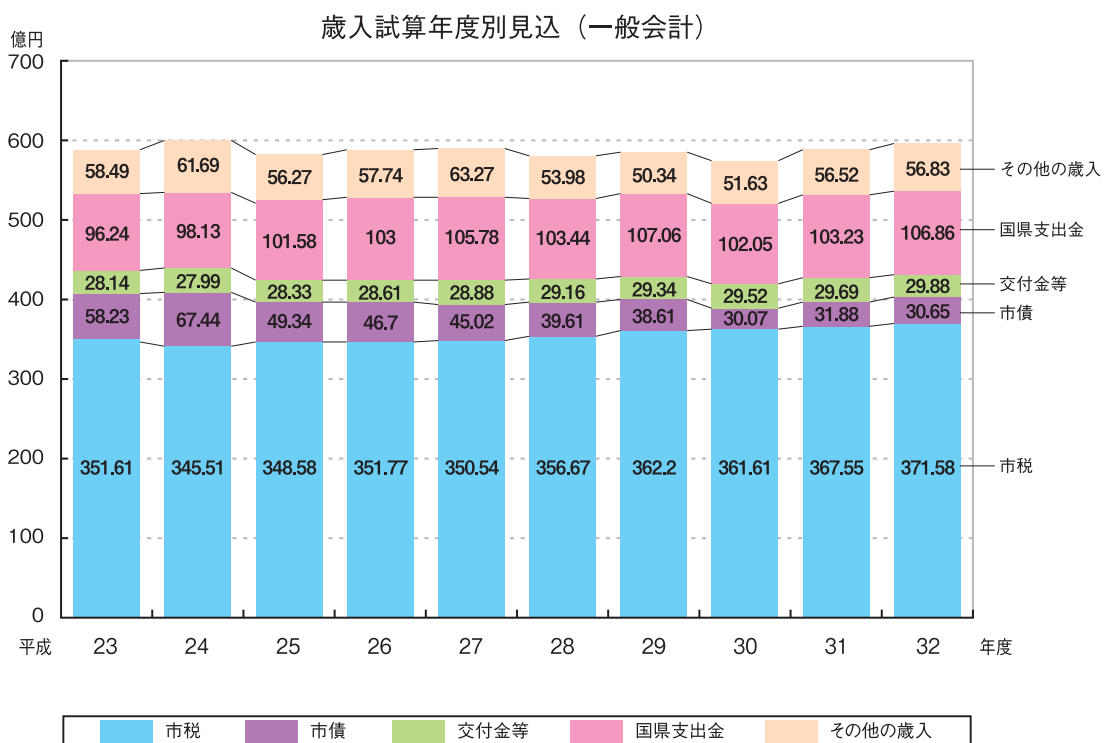
8

財政の将来見通しと財政方針

将来の都市像の実現にあたり、計画期間における財政見通しとして、市税収入をはじめとした収入の捕捉、施策に必要な事業費の見積もり、行政改革大綱に基づいた行政改革実施事項の効果額の加味、特定目的基金の活用など、一定の前提条件のもとで試算しました。

なお、本財政の将来見通しは、平成21(2009)年11月に作成したものであり、今後の実施計画策定時に行う財政推計に伴い、必要に応じて中長期的な財政の見通しについても見直しを行います。

1 歳入試算の見通し



歳入総額は、平成11(1999)年度と10年後の平成20(2008)年度の当初予算の比較では、521億円に対して551億円となっており、5.8%の伸びとなっています。今回の見通しでは、10年間、年度間の増減はあるものの、約570億円から約600億円の間で推移し、計画期間の初年度と最終年度の比較では、ほとんど伸びはないものと試算しています。

主な歳入として、市税は、平成11(1999)年度と10年後の平成20(2008)年度の当初予算の比較では、9.2%、約31億円の伸びとなっています。平成19(2007)年度の税源移譲による個人市民税の伸びと長期にわたる景気の上昇による法人市民税の伸びなどが要因となっています。また、決算の比較では9.9%、約33億円の伸びとなっています。

今回の見通しでは、平成23(2011)年度と10年後の平成32(2020)年度の比較では、5.7%の伸びとなっており、約20億円の増加にとどまっています。

また、市債について、平成11(1999)年度から平成20(2008)年度まで10年間で約410億円を借り入れています。今回の見通しでは、平成23(2011)年度から平成32(2020)年度までの10年間で約438億円を見込んでいます。

歳入の試算は、次の項目に留意して作成しました。

- (1) 市税のうち個人市民税は、「経済財政の中長期方針と10年展望 比較試算」(平成21(2009)年1月16日経済財政諮問会議提出)で想定された「世界経済の停滞が継続するシナリオ」と「世界経済順調回復シナリオ」の中間を想定して算定しました。また、将来の給与所得者の減少数と年金所得者の増加数の見込は、本市の人口推計をもとに算出しました。

※1「世界経済の停滞が継続するシナリオ」では、名目経済成長率を平成22(2010)年度(マイナス0.5%)、23(2011)年度(マイナス0.6%)、24(2012)年度(マイナス0.8%)、25(2013)年度(マイナス0.2%)、26(2014)年度(0.5%)、27(2015)年度～28(2016)年度(1.0%)、29(2017)年度以降(1.5%)としています。

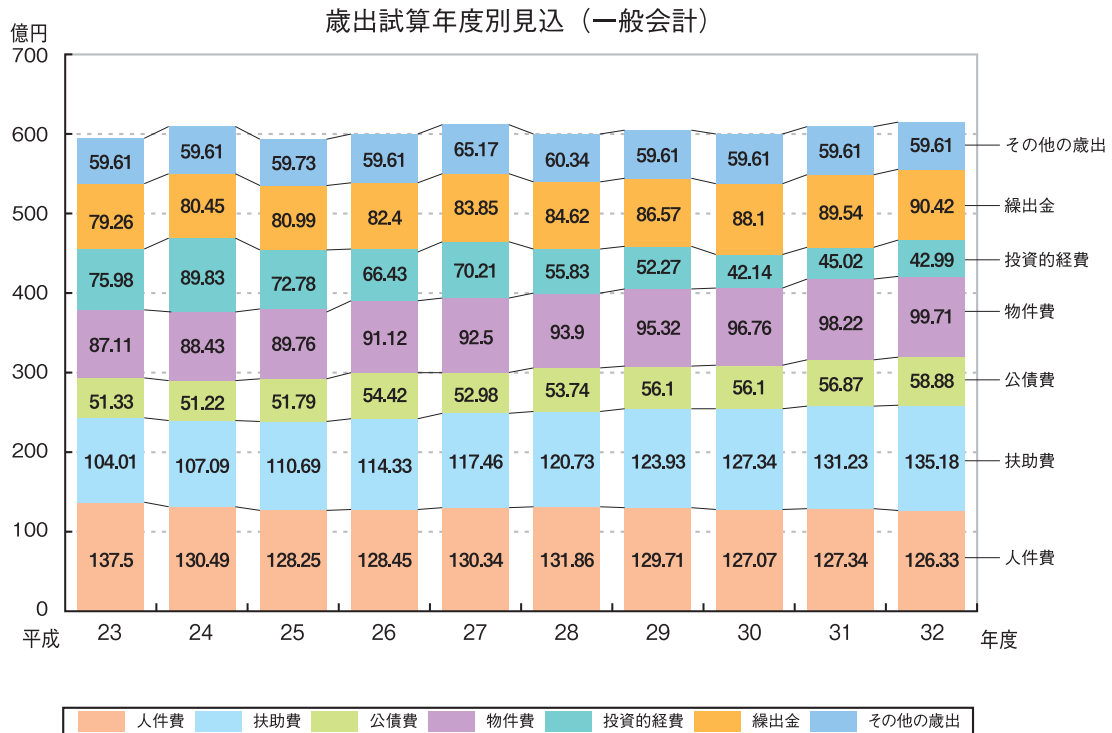
※2「世界経済順調回復シナリオ」では、名目経済成長率を平成22(2010)年度(2.0%)、23(2011)年度(2.2%)、24(2012)年度(2.1%)、25(2013)年度(2.5%)、26(2014)年度(2.7%)、27(2015)年度以降(3.0%)としています。

法人市民税は、平成21(2009)年度予算との比較でマイナス20%の状況が平成32(2020)年度まで続き、均等割額のみが増加すると見込んでいます。

固定資産税は、評価替え年度での減収、据え置き年度での増収を見込みました。都市計画税は、固定資産税と同様に推移するものと見込みました。

- (2) 国県支出金は、現行制度を前提に扶助費などのうち補助事業の伸びを見込んだほか、歳出の普通建設事業費を考慮して算出しました。
- (3) 市債は、臨時財政対策債を毎年度19億円見込んだほか、歳出の普通建設事業費を考慮して見込みました。
- (4) 「交付金等」は、地方譲与税、利子割交付金、配当割交付金、株式等譲渡所得割交付金、地方消費税交付金、ゴルフ場利用税交付金、自動車取得税交付金、地方特例交付金、地方交付税(特別交付税)、交通安全対策特別交付金をまとめたもので、過去の実績を考慮しほぼ同額で推移するものとしました。
- (5) 「その他の歳入」は、分担金および負担金、使用料および手数料、財産収入、寄附金、繰入金、繰越金、諸収入をまとめたものです。使用料および手数料、分担金および負担金、繰越金は、平成21(2009)年度当初予算とほぼ同額を各年度見込みました。財産収入は、公共施設再編整備計画で予定している不用土地の売却収入を見込んでいます。繰入金は、公共施設等再編整備基金、ごみ減量化・資源化基金、市民活動推進基金から46億円の繰り入れを見込んでいます。
- (6) 茅ヶ崎市では、これまで、平成7(1995)年に行政改革の指針として、行政改革大綱を策定し、第1次から第3次(平成8(1996)年度から平成24(2012)年度まで)にわたる行政改革実施計画により行政改革の推進に取り組んでおり、一定の成果を得てきました。計画期間となる平成25(2013)年度以降についても、引き続き実施する事項として、目標効果額を加味しました。行財政改革の実施項目の歳入に係る目標効果額として、使用料・手数料などの受益者負担の適正化、市税などの収納対策の強化、未利用地の処分活用、民間広告の掲載による財源確保など10.6億円を反映しています。

2 歳出試算の見通し



歳出総額は、10年間で、普通建設事業費を一定額見込んでいるほか、公債費、物件費、繰出金の伸びを見込み、約594億円から約613億円の間に推移するものと試算しています。特に10年間で福祉的施策の拡充を見込んだ扶助費の伸びは、市税収入での約20億円の伸びを上回る約31億円を見込んだ試算となっています。

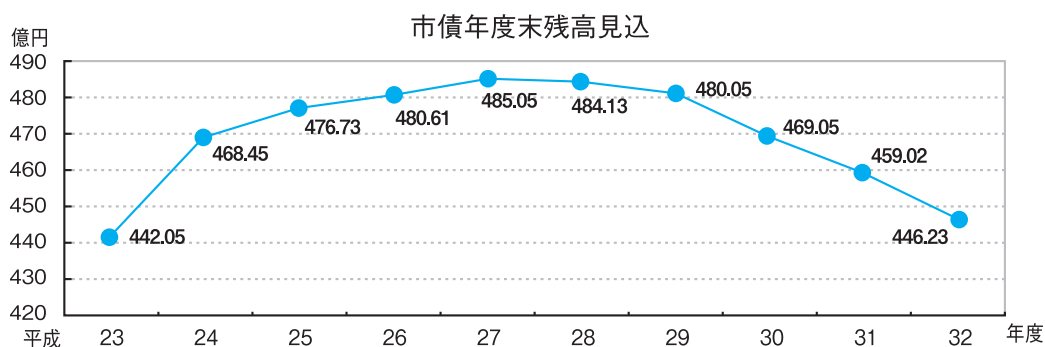
主な歳出として、扶助費は平成11(1999)年度と10年後の平成20(2008)年度の当初予算の比較では、約51億円に対して、約92億円(63%の増)と10年間で大幅な伸びとなっています。これは、この間に児童手当の対象年齢の引き上げおよび所得制限の引き下げによる対象者の増加など福祉的施策の拡充が要因となっています。

今回の見通しでは、制度改正がないことが前提となっていますが、平成23(2011)年度と10年後の平成32(2020)年度の比較では、約31億円(30%の増)の増加を見込んでいます。

扶助費のほか、人件費、公債費は、義務的経費といわれ、削減が難しいといわれている経費です。これらの平成11(1999)年度と10年後の平成20(2008)年度の当初予算の比較では、約255億円に対して、約284億円(約29億円、11%の増)となっています。今回の見通しで、平成23(2011)年度と10年後の平成32(2020)年度の比較では、9.4%の伸びとなっており、約28億円の増加となっています。

歳出の試算は、次の項目に留意して作成しました。

- (1) 人件費は、市長、市議会議員、職員などに支払われる報酬、給料などの経費です。人件費では、退職手当について定年退職予定者および普通退職者の見込みを計上しました。
- (2) 扶助費は、生活保護法などに基つき、被扶助者の生活を維持するためなどに支出される福祉的な経費です。過去の事業費の伸び率や人口推計による対象者の増などを見込み積算しました。生活保護扶助費は経済状況、雇用情勢の悪化により相当の伸びが見込まれるため、この状況が続くものとして積算しました。
- (3) 公債費は、借り入れた市債の元金・利子を償還するための経費です。平成21(2009)年度までの発行債および公共施設再編整備に係る市債のほか、計画期間において想定する事業債に係る元利償還金を見込みました。平成22(2010)年度末の市債残高は、425.98億円となる見込みです。
- (4) 物件費は、事務を行うのに必要な経費や公共施設の光熱水費などの支払いのための消費的な経費です。民間活力の活用による委託料の増加などを考慮し、毎年一定の伸びを見込みました。
- (5) 投資的経費は、普通建設事業費や災害復旧費のように、支出の効果が施設などの資本形成に向けられ、将来に残るものに支出する経費です。計画期間において想定する道路や施設整備に係る事業費を見込みました。
- (6) 繰出金は、国民健康保険事業、下水道事業などの特別会計に対して繰出基準などにより支出するもので、過去の推移を勘案して一定の増加を見込みました。また、病院事業への負担金は、繰出金と同様の性格のため、便宜上繰出金で見込んでいます。
- (7) 「その他の歳出」は、維持補修費、補助費等、災害復旧費、積立金、貸付金及び予備費をまとめたものです。
- (8) 行政改革の実施項目の歳出に係る目標効果額として、今後策定する定員適正化計画での職員数・職員給与の適正化のほか、特殊勤務手当などの見直しによる人件費の削減、民間委託などの推進、経費全般についての節減合理化など63.34億円を反映しています。
- (9) 計画期間中に見込まれる市債残高の状況は、次のとおりです。また、一般会計等の市債の元利償還金が財政に及ぼす負担を表し、財政の健全性を判断する新たな指標である「実質公債費比率※」は2%から4%で推移する見込となっています。



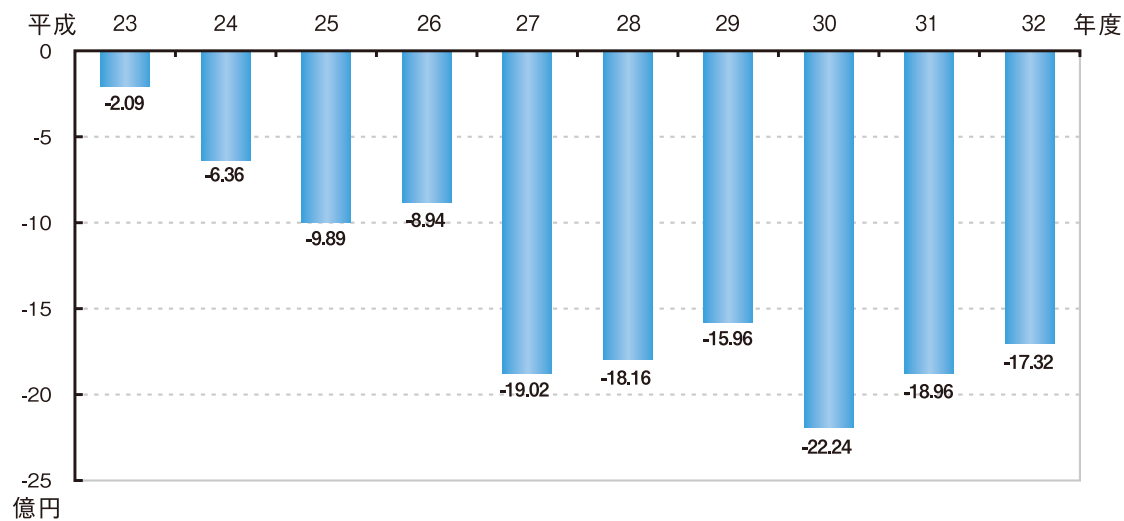
実質公積費比率の推移

(単位%)

区分	H23年度見込	H24年度見込	H25年度見込	H26年度見込	H27年度見込
実質公積費比率	2.5	2.4	2.4	2.8	3.2
区分	H28年度見込	H29年度見込	H30年度見込	H31年度見込	H32年度見込
実質公積費比率	3.5	3.5	3.7	4.0	4.3

3 収支試算の見通し

収支試算年度別見込



当面の前提条件のもとで、10年間の大枠の財政見通しを試算しましたが、計画期間中約139億円の収支不足が見込まれています。

このような厳しい財政状況では、財政の効率化に努め、健全な行財政運営を維持していくことが肝要です。

総合計画の実行は、政策目標、施策目標を達成するための具体的な施策・事業を内容とする実施計画によることとなりますが、実施計画は、より精度の高い財政推計のもとで事業費の精査、財源の把握をしながら施策・事業を選択し、策定することとなります。

さらに実施計画に基づいて予算を編成する段階では、必要性がある施策・事業であっても、緊急性が高い施策・事業を優先的に順位付けることにより、先送りしたり、凍結したりするような、「選択と集中」を基本として、収支の均衡を図らなければなりません。

4 財政方針

収支不足額への対応として、次の取り組みを行うことにより収支の均衡を図ります。

- ① 聖域を設けることなく、あらゆる面からさらなる行政改革の努力により、歳出では、投資的な経費をはじめ、人件費(定員適正化計画に基づく職員の削減、再任用職員の活用など)、扶助費(国や県の基準を上回って実施している事業、市単独で実施している事業などの見直し)、物件費(施設運営経費などの見直し)、補助費等(市全体の公平性を念頭においた補助金の見直し)などの経費の節減を図り、歳入では受益者負担の適正化、市税などの収納対策の強化などにより、収入確保に努めます。
- ② 毎年の予算編成において、事業費や歳出に連動する国県支出金、市債などの歳入の精査、事業の実施時期の見直し、事業手法の変更など施策・事務事業の見直しによる財源調整を行います。
- ③ 国が定める地方財政計画における財源対策を活用します。
- ④ 特定目的基金や財政調整基金(平成21(2009)年3月末現在高55.8億円)を活用します。

また、現行の国と地方の税源配分(3対2)と最終支出(2対3)の乖離が生じており、地方団体の自立的財政運営が可能となるよう、さらなる税源移譲の措置を要望することはもちろんのこと、新たな財源対策として一定額を見込むこととします。

5 試算の見直し

この財政見通しの試算での収支不足額は、当面の前提条件に基づいたものであり、今後の経済動向や国における地方財政計画さらには経済対策により、大きな影響を受けることとなりますが、実施計画の策定や予算編成の際に参考とします。

試算した財政見通しで想定する市税、交付金などの歳入が大きく変動する場合、または歳出において、大きく試算と乖離するような場合は、適宜、財政見直しを見直すこととします。

第2章

まちづくりの 目標体系図と 政策共通認識

1 まちづくりの目標体系図

2 政策共通認識

将来の都市像

海と太陽とみどりの中で

まちづくりの基本理念

1 ひとづくり

学び合い育ち合う
みんなの笑顔がきらめく
ひとづくり

2 地域づくり

いきいきと暮らす
ふれあいのある
地域づくり

3 暮らしづくり

安全でやすらぎのある
持続可能な
暮らしづくり

20の政策目標と69の施策目標

政策目標〔1〕 ※子育て 次世代の成長を喜びあえるまち

- 01 安心して子どもを育てることを支援する
- 02 ニーズに合った多様な保育を行う
- 03 子どもの健康な成長を支援する

政策目標〔2〕※学校教育・社会教育 次世代をはぐくむ教育力に富んだまち

- 04 学びの質を高め、学び続ける意欲を育てる学校教育を推進する
- 05 自分を見つめ、地域を見つめる社会教育と文化財保護を推進する
- 06 思いやりの心とたくましく生きぬく力を育てる
- 07 地域社会を支える情報拠点としての機能をたかめる
- 08 教育理念を実現する政策を推進する
- 09 子どもの健やかな育ちを促す教育を研究し支援する

政策目標〔3〕 ※教育環境 次代に向かって教育環境ゆたかなまち

- 10 円滑に教育行政を進める
- 11 安全で快適な教育環境をつくる
- 12 健やかで安心できる学校生活を支援する

政策目標〔4〕※生涯学習・文化 多様な機会に学び、活動し、交流する、 豊かな感性をはぐくむまち

- 13 まなびを通して、自らが住むまちについて知り、愛着を持ち、未来を創造する力をはぐくむ
- 14 いつでも気軽にスポーツができ、心とからだを健康にできる環境をつくる
- 15 互いが尊重され、あらゆる分野の活動に参画できる社会をつくる

政策目標〔5〕 ※保健・福祉 共に見守り支え合い すこやかに暮らせるまち

- 16 健康と自立した生活を支え合える地域の仕組みをつくる
- 17 医療を受けられる保険制度を安定的に運営する
- 18 高齢者の健康でいきいきとした暮らしを支援する
- 19 障害者の自立した生活と社会参加を支援する
- 20 安定した生活を支援する

政策目標〔6〕 ※医療 質の高い医療サービスを 安定的に提供するまち

- 21 効果的・効率的に病院を経営する
- 22 高度で良質な医療サービスを提供する

政策目標〔7〕 ※環境・資源 環境に配慮し 次代に引き継ぐ潤いのあるまち

- 23 環境に配慮した市民・事業者・行政の優先した活動と連携による活動を促進する
- 24 快適で安全な生活環境を守る
- 25 資源循環型社会の形成を目指す
- 26 ごみや資源物を効率的に収集・処理する

政策目標〔8〕 ※安全・安心 安全で安心して暮らせるまち

- 27 市民生活の安全を確保する
- 28 あらゆる災害や危機に効果的に対応する
- 29 市民の悩みや不安を解消する

政策目標〔9〕 ※消防 生命や財産が守られるまち

- 30 消防業務を円滑に実施するための体制を整備する
- 31 火災発生と火災危険を減らす
- 32 消防力を充実し、災害活動体制を強化する
- 33 救急業務の高度化を図り、質の高い救急サービスを提供する
- 34 防火対策の指導を効果的に実施する
- 35 消防業務を効果的・効率的に実施する

政策共通認識

共生社会

環境

ひとが輝き まちが輝く 湘南・茅ヶ崎

4 まちづくり

人々が行きかい
自然と共生する便利で快適な
まちづくり



政策目標(10) ※都市づくり
魅力にあふれ住み続けたいまち

- 36 地域特性を生かした都市空間をつくる
- 37 住みやすく住み続けたいまちをつくる
- 38 美しい景観を形成し、命をはぐくむみどりを保全・再生・創出する
- 39 安全で秩序ある住環境を形成する
- 40 開発行為時の規制と秩序あるまちづくりを促進する

政策目標(11) ※土木・基盤
だれもが快適に過ごせるまち

- 41 道水路敷の効率的な管理・利用を進める
- 42 交通を円滑に処理する道路網を整備する
- 43 身近な生活道路を安全で快適にする
- 44 公園・緑地を整備する
- 45 安全で環境に配慮しただれにもやさしい公共建築物をつくる

政策目標(12) ※下水道・河川
快適な水環境が守られるまち

- 46 下水道経営を健全に安定して行う
- 47 公共下水道(雨水・汚水)・河川を整備する
- 48 下水道・河川施設の信頼性を確保する

政策目標(13) ※産業・雇用
地域の魅力と活力のある産業のまち

- 49 多くの人々を誘う魅力あるまちづくりを支援する
- 50 農業・水産業の振興と農地・海浜の保全・活用を進める
- 51 充実感をもって働けるための就労を支援する
- 52 地域特性に配慮した都市拠点を整備する

政策目標(14) ※農業委員会
農地の適正で有効な利用を図る

行政経営編

5 行政経営

一人一人の思いが調和し
未来をひらく
行政経営



政策目標(15) ※企画
社会の変化に対応できる行政経営

- 53 市の情報を広く発信し、市長・副市長の執務を円滑にする
- 54 先を見据えた政策を実現する
- 55 国・県・他の自治体と連携し施策の効果を上げる
- 56 情報セキュリティを確保しながら利便性を向上させる
- 57 公共施設の再編整備と適正な維持管理を進める

政策目標(16) ※総務
それぞれが持つ力を最大限に発揮する行政経営

- 58 市民と行政が協力して自治の進展を図る
- 59 職員がやる気を持ち、成果を出せる体制をつくる
- 60 市が保有する情報を総括的に管理する
- 61 戸籍・住民基本台帳事務を迅速・正確に行う
- 62 自立的に、適正な法的判断を行うことのできる体制を構築する
- 63 北部の行政拠点を充実する

政策目標(17) ※財務
ゆるぎない基盤を持ち続ける行政経営

- 64 政策の実現を支える健全な財政運営を維持する
- 65 徴収率を向上させる
- 66 市民税の公平・適正な課税を行う
- 67 固定資産税の公平・適正な課税を行う
- 68 財産を適正に管理する
- 69 効率的で公正に入札・契約を執行する

政策目標(18) ※会計
公金の管理を適正に行い、安全かつ有利な運用を図る

政策目標(19) ※選挙
住民の意思を行政に反映させる

政策目標(20) ※監査
行政執行の適法性、効率性、
妥当性を維持し確保する

協 働

生涯学習

安全・安心

2 政策共通認識

～政策・施策に取り組むうえで常に念頭に置くべき事項～

1 政策共通認識の趣旨

政策共通認識は、まちづくりの基本理念を具体的に進める際に、前提となる認識です。超高齢化が進行し、人口減少局面への転換を目前に控え、一人一人の市民が、あらゆる場面で十分に力を発揮して、社会全体の活力や助け合いにより支えられる地域社会を育てていかなければなりません。

戦後から続く都市の成長も終息しつつあり、今後は、成熟化に向けて、茅ヶ崎らしい魅力を感じながら、将来にわたって安全・安心で快適に暮らし続けられるよう、まちや暮らしの質を重視した政策展開が重要となっています。

茅ヶ崎市では、こうした社会背景を踏まえつつ、未来に通用する“持続可能な社会構造”への変革を進めます。

今後、五つのまちづくりの基本理念に基づき実行するすべての事項に取り組むうえで、ここで掲げる事項を共通の認識とし、政策目標を超えた幅広い連携を進めます。

まちづくりの基本理念を具体的に進める際に、政策共通認識を確認し、配慮の可否を検討したうえで、計画を立案し、実行します。

2 政策共通認識とその視点

政策共通認識は、次のⅠ～Ⅴとします。

Ⅰ. 共生社会

Ⅱ. 環 境

Ⅲ. 協 働

Ⅳ. 生涯学習

Ⅴ. 安全・安心

I. 共生社会

視 点

この基本構想で考える共生社会とは、市民一人一人が互いの権利を尊重し、それぞれの生き方について相互理解のもと共に支え合って、安定した暮らしや地域の活力を育てることです。

男女が地域社会の対等な構成員として、自らの意思で社会の活動に参画する機会が確保され、等しく政治的、経済的、社会的、文化的利益を享受し、共に責任を負うことのできる「男女共同参画社会」の実現が重要です。

さまざまな社会制度やまちの環境、地域、職場などで、性別や年齢、国籍、障害の有無などによる障壁(バリア)を感じることなく、自分らしく社会に参画できるよう配慮されていることが大切です。

暴力・虐待・いじめ、不当な差別などによって抑圧されることのない社会でなければなりません。

II. 環 境

視 点

低炭素社会※・資源循環型社会・自然共生社会※の形成は、地球環境の保全の基本となる視点です。

都市での環境負荷の低減の取り組みを着実に進めるためには、広域的な連携や総合的な戦略のもと、市民・事業者・行政が共通の問題認識と強い意思をもって、都市整備・まちづくりの進め方や事業活動、生活のスタイルの転換などに取り組むことが重要です。

こうした取り組みの推進の原動力となるのは、子どもたちからの地球環境問題や自然との共生に関心と理解を深める学習や体験、行政の率先行動であり、市民・事業者を含めて全市一丸となった取り組みが必要です。



Ⅲ. 協働

視点

少子高齢化や核家族化などの諸問題の対応をはじめ、複雑・多様化する市民ニーズの中で、心豊かな暮らしを支えていくため、市民活動団体や事業者などの特性を生かした連携や役割分担によって、行政だけで対応できない地域課題の解決に、市民・事業者・行政が協力して行動することが協働※のまちづくりです。

さまざまな分野の政策・施策で、行政が真に担うべき施策・事業・サービスを見極め、多様な主体との協働※によって、市民ニーズに対し、よりきめ細かく対応する市民サービスの提供が可能です。

協働※の推進やコーディネートを担う行政内部の人材や組織、主体的・自立的に活動できる市民活動団体や事業者などが着実に育ち、対等な相互の信頼関係のもとに活動し、協働※により持続して安定した市民サービスを着実に提供することが大切です。

Ⅳ. 生涯学習

視点

学びたいテーマを自由に選び、自分にあった方法で生涯にわたって学び、社会、地域の中で、自分自身を生かしていくことが生涯学習です。

人々が生きがいを持ち、いきいきと暮らしていくためには、働くこと、子育て、スポーツ、地域福祉、環境保全活動、まちづくり、地域活性化、行政経営など、生涯を通してさまざまな分野で学び、学習の成果を生かす場があり、関わっていくことが重要です。

Ⅴ. 安全・安心

視点

自然災害や犯罪・事故、テロ、詐欺・偽装などの消費者問題、世界的に流行する感染症など、日常生活を脅かす危険や脅威が顕在化・多様化してきており、安全・安心に特別な意識と投資が必要です。被害を最小限に食い止めるためには、さまざまな政策・施策の中で、日ごろの備えや危機管理体制を強化し、有事の際の迅速な対応を意識することが重要です。

高齢化が急速に進む中、道路などの公共施設、鉄道駅や大規模店舗などの公益施設のバリアフリー化やユニバーサルデザイン※の導入を進め、だれにとっても、安全で快適に利用できるまちにすることが重要です。

